

28川総行革第680号

平成29年 1月13日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 坂本 茂 様

同 織田 勝久 様

川崎市長 福田 紀彦

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成28年2月3日付けで包括外部監査人青山伸一氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

平成 27 年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ：防災に関する事業についての事務】

第 5 総務局危機管理室

5. 防災行政無線設備整備事業費（防災施設整備事業）

【指摘事項 5-1】 変更契約時の設計金額の算定誤りについて

〔指摘の要旨〕

変更設計時の設計金額は、当初契約時の落札率を掛けられてそのまま変更契約金額となるため、その算定にあたっては慎重な取り扱いが求められる。変更契約時の設計金額の算定は正確に行う必要がある。

〔措置の内容〕

設計積算事務の再点検を実施し、算定の正確性を担保するため、当初設計で用いられている設計完了チェックリストを設計変更時にも活用できるように、平成 28 年 1 月に設計変更・完了チェックリストを改良しました。今後設計金額の算定は、適正に行っていきます。

6. 総合防災情報システム整備事業費（防災施設整備事業）

【指摘事項 5-2】 契約保証金免除時の履行保証保険契約の被保険者について

〔指摘の要旨〕

川崎市契約規則第 33 条に基づき「契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した」として契約保証金の納付の免除を行っているが、「防災行政無線園内放送のための公設保育園放送設備改修業務委託」については、委託業者から市に提出された履行保証保険証券では、委託業者が被保険者となっており、上記の規定に反している。

契約規則及び保険対象契約の内容に適合する、適正な履行保証保険契約であることを確認した上で行う必要がある。

〔措置の内容〕

履行保証保険契約の締結にあたっては、今後、契約ごとに該当する規則、規定を契約着手前に把握し、受注者から市に提出された履行保証保険契約の内容について、着手時の決裁書類に含めラインでのチェックを行うことなどにより、適正な履行保証の確保に努めていきます。

第 6 消防局

2. 消防団員退職報償金（消防団に関する事務）

【指摘事項 6-1】 一定期間勤務しなかったことが明白である場合の明確化について

〔指摘の要旨〕

消防団員退職報償金支給条例第 4 条の 2 においては、消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない旨を定めているが、その一定期間について具体的に定めていない。除算期間の定義をより明確化す

る必要がある。

〔措置の内容〕

「一定期間勤務しなかったことが明白の場合」について、事案ごとに期間、状況、事由等が異なり、除算期間の定義を明確化することは困難であることから、事案ごとに精査し消防団長の承認を得て、除算措置を行うこととします。

9. 消防車両等管理事業費（消防車両等管理業務）

【指摘事項 6-2】 燃料費の契約方法について

〔指摘の要旨〕

1回あたりの支払額が少額であっても、回数が多いため年間を通してみると1社あたりの支払額は、契約規則に定める随意契約が可能な1,000千円を大きく超過している。ここで、契約規則の僭脱になっているのではないかとの疑問が生じる。

当該取引が契約規則に定める随意契約に該当するか確認を行い、業者選定の公平性の確保に努める必要がある。

〔措置の内容〕

燃料費の契約方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約及び本市契約規則第24条の2第1項第6号の規定に照らし、妥当性を有しているものと認識しています。

現行は、履行可能業者として（ミニ）ローリーを所有している3者との契約となっていますが、年度途中でであっても履行可能な業者からの参加希望の意向があれば、追加で受け入れるなどして、履行可能業者の増加に向け取り組んでいきます。

今後も、業者選定における公平性の一層の確保に努めます。

13. 警防活動事業費（消火用具整備分）（警防活動事業）

【指摘事項 6-3】 避難訓練視察を踏まえての有効性の検証

〔指摘の要旨〕

「消火ホースキット」はいくつかのパーツを組み立てて使用するが、実際の火災の場面で地域住民が容易に使用できるという心証が得られなかった。各避難所に「消火ホースキット」が配置されても、現状では運用面の課題は大きいですが、今後も訓練の継続が必要である。

消防局だけでは解決できない問題もあるが、市としては事業の重要性を考慮し、その有効性を高める工夫が必要である。

〔措置の内容〕

消火ホースキットは、いくつかのパーツを組み立てて使用しますが、組み立てや接続方法については、簡単な操作で設定することができるため、一回でも訓練を実施した人であれば取扱方法について習得できるものと考えます。また、取扱方法の周知に向けて、各種イベント等における放水体験や、中学生等の若年層を対象とした取扱訓練についても積極的に実施し、訓練対象の拡充を図りました。今後については、総務企画局危機管理室や区の危機管理担当とも連携・協議し、訓練回数を増やすなど、運用面の課題を解消していきます。

14. メディカルコントロール活動事業費（救急救命士養成事業）

【指摘事項 6-4】 事業委託の見積と実績の乖離について

〔指摘の要旨〕

メディカルコントロール体制に関する業務委託における見積と実績の差異金額は、いずれも実績のない部分について支出されたことになり、削減できたはずの冗費といえる。見積と実績が一致しているか委託契約約款に基づき調査し、一致しなかった場合には、変更を行うべきである。

〔措置の内容〕

「メディカルコントロール体制に関する業務委託」の見積りと実績の乖離について、平成 27 年度中に実績値による支出を行う単価契約への検討を行い、実数値が把握できる病院実習・研修の委託部分については、平成 28 年 4 月 1 日に単価契約により締結を行いました。

今後も、適正な契約事務の執行に務めていきます。

17. ヘリコプター定期整備事業費（航空関係業務）

【指摘事項 6-5】 事業委託の履行確認について

〔指摘の要旨〕

契約の履行にあたり、航空隊が仕様書で提出を求めている書類とセントラルヘリコプターサービス株式会社から提出された書類を照合したところ、提出されていないものがあつた。

予算執行の透明性を確保するためには、担当者の判断にとどめず、仕様書を作成する段階で真に必要なものを要求するよう、見直しを進める必要がある。

〔措置の内容〕

平成 28 年 6 月に契約したヘリコプター 2 号機の定期整備委託の仕様書にある提出書類について、発注前に精査し、必要のない提出書類を仕様書から除いた上で発注し、契約締結後に契約業者に対して必ず提出するように指示しました。平成 28 年 8 月末の業務完了時に仕様書にある提出書類を全て受領しました。

また、平成 28 年 12 月に契約したヘリコプター 1 号機の定期整備委託の仕様書にある提出書類についても、発注前に同様の精査等を行った上で発注し、契約締結後に契約業者に対して提出を行うように指示しており、平成 29 年 3 月の業務完了時には提出書類を全て受領するよう努めます。

18. ヘリコプター運航要員養成事業費（航空関係業務）

【指摘事項 6-6】 事業委託の有効性について

〔指摘の要旨〕

航空整備士のうち 1 名については、訓練の結果合格が見込める水準に達しておらず、国家試験受験は見送られている。限定変更訓練業務委託は、国家試験合格までを保証するものではないとはいえ、結果的にこの部分の事業費について支出の有効性が認められないと言わざるを得ない。

航空隊の活動を安全確実に実施するために、確実に有資格者が確保できる取組の検

討が必要と考えられる。

〔措置の内容〕

平成 28 年度川崎市職員採用選考案内の職務概要に、消防局航空隊が保有する BK 117 型及び AS 365 N3 型ヘリコプターの整備業務を行うことを明確にし告知するとともに、航空整備士の選考に、応募者が限定変更実地試験に合格できる知識と適性を有することを確認できる専門的な試験科目を追加することで、有資格者が確保できる取組を進めました。

第 7 健康福祉局

7. 災害時要援護者緊急対策事業費（災害救助その他援護事業）

【指摘事項 7-1】 事業の有効性の確認について

〔指摘の要旨〕

事業の目的は、地域支援組織に新規申込者情報を提供することではなく、新規申込者情報を提供することによって地域における「共助」による避難支援体制づくりを進めていくことである。よって、事業の有効性は、地域支援組織が実際に要援護者へ訪問し、「共助」の関係を深めることである。市としては、地域支援組織による要援護者への訪問の実績を確認することによって、現状の事業の有効性の程度を測り、その結果を今後活かすよう努める必要がある。

〔措置の内容〕

全市における新規申込者への訪問実績の効率的・効果的な確認方法等を確立し、事業の有効性を検証できるよう、要援護者避難行動検討会議において、初回訪問後の結果アンケートの共通様式の作成を進めており、平成 28 年度内に共通様式を決定する予定です。

第 8 まちづくり局

2. 密集住宅市街地整備促進事業補助金（密集住宅市街地整備促進事業）

【指摘事項 8-1】 補助金交付の申請期限について

〔指摘の要旨〕

「川崎市住宅不燃化促進事業補助金交付要綱取扱基準」及び「川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱取扱基準」では、住宅不燃化促進事業、区画道路拡幅促進事業、区画道路寄附促進事業に係る補助金の交付申請は、11 月末までに行わなければならない。

しかし、交付申請期限後に申請が行われているものが 3 件あった。

交付要綱取扱基準に交付の申請期限を明記している以上は、当該規定に従うべきである。よって、期限を守るか、期限を設けないかを整理して、基準を整備するべきである。

〔措置の内容〕

交付の申請期限については、平成 28 年度分から交付要綱取扱基準の遵守を徹底した運用へと改善しており、期限を過ぎた申請は受け付けていません。

また、次年度以降に向けては、補助制度の抜本的な見直し作業の中で、申請期限の

あり方も検討を進めているところであり、今年度末に補助要綱等の再整備を行った上で、今後も、基準の適正な運用に努めていきます。

5. 狭あい道路対策事業費（狭あい道路対策事業）

【指摘事項 8-2】 委任状について

〔指摘の要旨〕

平成 26 年度の狭あい道路舗装整備 1 号工事の入札手続きにおいて、入札書及び委任状の記載に不備のあるものが 1 件あった。

委任状は、代表者以外の者が代理で入札に参加する場合に必要となるものである（川崎市契約規則第 17 条）。その場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名・押印が必要となり、代理人の印鑑は委任状に押印したものと同一印鑑を使用しなければならない。しかし、1 件については、入札書に代理人氏名・押印がなく、委任状にも代理人の押印がなかった。入札書及び委任状の記載に不備がないように徹底する必要がある。

なお、応札した業者は、当該委任状を提出した業者とは異なるため、入札手続き自体に瑕疵があるものではない。

〔措置の内容〕

入札書及び委任状については、監査の指摘を踏まえ、必ず複数の担当者によるチェックを徹底することとし、改善しました。

また、全庁に向けても、契約事務の研修において当該不備等に関する注意喚起を行うなど、再発防止に努めていきます。

第 11 教育委員会

1. 総論

【指摘事項 11-1】 避難所開設における区職員と学校関係者との連携

〔指摘の要旨〕

今回の監査の結果、課題の 1 つとして、複数の区において区職員と学校関係者との連携があげられた。具体的には、区職員と学校関係者との協力によりスムーズな避難所運営ができた施設がある一方、その逆の状況が生じ、派遣された区職員が対応に苦慮したケースがあった。このような事態が生じた原因は、総務局危機管理室、区および学校（教育委員会）との連携が不明確であることや、本質的な問題として県費負担職員である学校関係者は動員対象外であり、避難所運営に対しての強制力がない点も挙げられる。

区職員と学校関係者の連携が十分に取れる関係維持を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

災害時に備え、地域に密着した防災体制づくりを推進するためには、災害時に避難所の運営が的確に行えるよう、多くの地域で避難所運営会議を開催し、災害時における対応方法等についての検討や避難所運営訓練が定期的実施されることが重要であるため、各学校や各区役所、地域等が連携して防災に関する取組が図れるよう、引き続き、教育委員会から関係局等に働きかけを行っていきます。

また、平成 29 年度から県費負担教職員が市費へ移管されることに伴い、教職員にお

ける動員の在り方についても検討していきます。

第 1 3 区役所

6. その他

【指摘事項 13-1】 罹(り)災証明の発行について

〔指摘の要旨〕

川崎市では、各区の危機管理担当及び区民センター庶務係が罹災証明書の発行事務を行っており、区長名で発行している。但し、災害対策基本法では、市町村長が交付することとなっていることから、他区自治体の状況も確認しながら、正しい発行事務の検討を行う必要がある。

〔措置の内容〕

平成 28 年 2 月に各政令市宛での状況調査を行い、他自治体の状況を確認しました。これを踏まえ、危機管理室及び各区危機管理担当の間で方向性を協議した結果、実務上は区長が発行することで問題がないとの結論に至りました。

なお、災害対策基本法との整合については、区長委任規則の改正の要否などについて、庁内で協議を行っており、平成 28 年度内に整理します。

第 1 4 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

5. 役員、職員の状況

【指摘事項 14-1】 組織体制の見直し

〔指摘の要旨〕

公社の事業の特殊性からして短期的にはやむを得ないとしても、法人の事業継続を考えると市職員の再雇用のみでは限界がある。

今後、消防用設備等点検業務を縮小し、防火及び防災管理講習事業や防災コンサルティングなどの事業に注力する観点からは、中長期的な法人の組織人員体制の見直しを行うとともに、組織上のノウハウを維持・継続するため、プロパーの雇用や、それが難しい場合には職員の研修や人材の確保等について検討する必要がある。

〔措置の内容〕

公社事業は、消防業務に特化した事業であることから、専門的な知識と技術が必要となるため、消防OBの採用は必要不可欠と考えますが、消防専門業務以外の業務については、今後、広く人材確保に努めるよう指導していきます。

また、プロパー職員の採用については、人件費の確保が難しい状況であることから、職員の専門機関等への派遣研修による人材育成を図りながら、組織の維持・継続に努めていくことを確認しました。

6. その他

【指摘事項 14-2】 セキュリティ体制の不備

〔指摘の要旨〕

現状では、情報公開の規程があるだけで、セキュリティの体制が不十分であり、今後はセキュリティ対策の方針のみならず、その実施体制や実施手順を詳細に記載した

規程を整備するとともに、その方針を理事会等で決定し、運用するなど組織的な対応が求められる。

今後の法人情報開示の仕方やセキュリティ対策について、専門事業者と業務契約に向けて折衝中とのことであるが、対内的にも迅速な行動を起こす必要がある。

【措置の内容】

法人情報開示の仕方やセキュリティ対策については、平成 28 年 1 月に専門業者と外部委託契約を締結し、P C の不具合、セキュリティ体制の不備改善と併せ、法人の情報開示対策の改善を図りました。

また、新規に構築したシステムの操作等については、業者の指導を仰ぎながら職員研修を実施し、担当職員の人材育成について強化を図ります。

【指摘事項 14-3】 情報公開について

【指摘の要旨】

ウィルス感染の問題に端を発して情報開示が遅れているとのことであるが、情報発信の重要性と迅速性は法人の情報に対する姿勢の問題であり、速やかに各種媒体を活用した積極的な情報提供をする必要がある。

【措置の内容】

迅速な情報発信は大変重要であると認識しており、法人情報開示の仕方やセキュリティ対策について、平成 28 年 1 月に専門業者と外部委託契約を締結し、P C の不具合、セキュリティ体制の不備改善と併せ、法人の情報開示対策の改善を図りました。

また、新規に構築したシステムの操作等については、業者の指導を仰ぎながら職員研修を実施し、担当職員の人材育成について強化を図ります。

平成27年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ：防災に関する事業についての事務】

第5 総務局危機管理室

1. 災害予防対策事業費（防災対策管理運営事業）

【意見5-1】 川崎市地域防災計画と各局区の取組状況の整合性の確認

〔指摘の要旨〕

川崎市地域防災計画は、各局区における防災計画及び諸活動を実施する際の基本的総合的な計画としての役割を果たすものであり、各局区は地域防災計画と整合するように具体的な事業の取組を進めていく必要がある。

〔措置の内容〕

地震防災戦略等の進捗確認に加えて、平成28年3月に策定した川崎市国土強靱化地域計画の進捗確認を行う川崎市国土強靱化推進会議や各局で行う防災関連会議などで情報共有を図り、地域防災計画との整合性を確認していきます。

【意見5-2】 地区防災計画の地域防災計画への反映について

〔指摘の要旨〕

地域防災計画に「第4節 地区防災計画の提案等」の文章を記載したのみでは、地区防災計画の目的は果たすことができない。市としては、結果として地区防災計画が地域防災計画に反映されないとしても、市民に対して意見の募集を行うなどして積極的に地区防災計画の作成を促す運用を行う必要がある。

〔措置の内容〕

地区防災計画提案制度については、ホームページ等を活用するなどして周知を図っていきます。また、地区防災計画の策定には多くの時間を要する一方、既に自主防災組織による地区防災計画と類似する取組をしている事例もあることから、まずは、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進するため、防災関連のイベント等を通じてそれらの事例を紹介するなど働きかけを行っていきます。

【意見5-3】 自助、共助の推進について

〔指摘の要旨〕

事業数だけで、自助、共助に関する事業の推進の状況を測るべきではないものの、災害対策基本法で市町村の地区内の住民や自主防災組織等が行う自発的な防災活動を一層促進する責務を有する旨を明文化した以上、川崎市としても今後自助、共助に関する事業をより一層推進する必要がある。

〔措置の内容〕

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動が必要であることから、今後、地域における実践的な訓練を行うなど、自助、共助に関する事業をより一層推進し、地域における防災力向上に努めていきます。

2. 災害動員経費（防災対策管理運営事業）

【意見 5-4】 災害動員時間外勤務手当の全市的観点からの執行管理の必要性

〔指摘の要旨〕

災害動員の目的を考えると、必要な分だけ執行できるようにすることは基本的な考え方であるが、災害動員経費も市の歳出である限り、財政的な制約の中での執行となり、一定の統制が必要となることも確かである。今後、危機管理室は災害動員の事後的な妥当性の検証を通じて、災害動員時間外勤務手当の執行管理について一定の役割を担っていくことが必要である。

〔措置の内容〕

各局区の判断についての振り返りを共有する場を危機管理室において確保していきます。

また、各局区が作成する活動状況報告書については、危機管理室において記載内容の確認を行うとともに、振り返りの場でも当該報告書を活用することなどにより、災害動員の妥当性についてより効果的な検証が行えるよう努めていきます。

3. 臨海部・津波防災対策推進事業費（臨海部・津波防災対策事業）

【意見 5-5】 想定する地震の型について

〔指摘の要旨〕

慶長型地震を前提として津波対策を講じているが、相模トラフ沿いを震源とする最大クラスの地震で生じる津波災害では、市域内で浸水域が増加することとなる。公助の施策には前提と限界があることを認識するとともに市民に様々な形で周知していくことが重要であると考えます。また、長期的課題として、相模トラフ沿いを震源とする最大クラスの地震で生じる津波災害の検討が必要である。

〔措置の内容〕

本市の津波対策については、現在の慶長型地震による津波対策を引き続き推進するとともに、相模トラフ沿いを震源とする最大クラスの地震による津波についても、平成 28 年度中に津波ハザードマップに盛り込み、市民に周知していきます。

また、県と沿岸市町との間での協議を踏まえ、平成 29 年 3 月までに対応方針等の方向性が示される予定であり、今後その方向性に沿って本市としての対応を検討していきます。

4. 防災行政無線管理費（防災施設整備事業）

【意見 5-6】 運用・保守、定期点検等の契約における経済性の追求について

〔指摘の要旨〕

各契約の予算や設計金額の算定の際に、あらかじめ特定の業者から参考見積を徴している。

参考見積書の提出や入札への参加は業者の意向に左右されるが、市の登録業者の数からみると、特定の業者に限定されるものではないはずなので、各契約の入札参加者数の増加となるなど、競争性を向上させ、より経済的な金額で執行できるように工夫する余地がある。

〔措置の内容〕

平成 28 年度の運用・保守支援、定期点検業務については、平成 27 年度までと同様、特定の業者による入札とならないよう一般競争入札により受注者を決定しており、併せて、複数社から参考見積を徴し、積算金額へ反映することにより、競争性を向上させ、経済的かつ適正な価格による入札を執行しました。

5. 防災行政無線設備整備事業費（防災施設整備事業）

【意見 5-7】 設計金額の正確性を確保するための仕組みについて

〔指摘の要旨〕

変更設計金額の算定誤りについて、最低限の確認やチェックが行われていなかった可能性が高い。設計金額の算定上、誤るリスクが高く、かつ誤った場合の影響が大きいケースについては、変更設計であっても、十分なチェックが行われ、設計金額の正確性を確保できるような仕組みが必要となる。

〔措置の内容〕

当初設計で用いられている設計完了チェックリストを設計変更時にも活用できるように、平成 28 年 1 月に設計変更・完了チェックリストを改良し、関係職員に周知しました。今後設計変更に関する内容に対し設計変更・完了チェックリストを活用しながら、担当、係長、課長によるチェックを行うことで、適正な業務管理に努めていきます。

【意見 5-8】 工事監理業務委託の執行に対する市の監督、指導について

〔指摘の要旨〕

工事監理業務で求められている工程表検討や進捗管理、課題管理、設計内容の検討などに関して、市に対する報告や情報提供が適切な形で行われていない。

市は監理業務委託の発注者として、委託業者を適切に監督し、指導する必要がある。

〔措置の内容〕

設計積算事務を再点検し、工事の進捗や課題の適切な管理が可能となるよう、工事監理の受託者が使用していた工事完了時チェックリストの見直しを行うとともに、設計変更時に使用する工事監理受託者のチェックリストの新規作成及び局内関係者への周知を行い、平成 28 年 1 月から運用を開始しました。今後も採用工法、使用材料の確認や、工事の進捗状況、設計内容の記録及びその本市に対する適宜の報告などについて、チェックリストを活用しながら工事監理受託者に対し検査・指導を行うなど、適切に監督していきます。

【意見 5-9】 防災行政無線設備の整備検討時におけるメンテナンスコストの把握について

〔指摘の要旨〕

市は防災行政無線設備と附帯設備の再整備の取組を行っているが、新たな機器は運用・保守に費用がかかりすぎないか、従来よりもどの程度コストアップとなるのかなどについて、常に留意し、可能な範囲で運用・保守等のコストを概算で算定するなど、

メンテナンスコストを把握する取組が求められる。

〔措置の内容〕

防災行政無線の整備については、受注者や機器メーカーによりシステムの構成が異なり、システム構成を決定するまでは保守、運用コストを把握することが困難ですが、基本構想策定、設計実施により大まかなシステム構成が決定され、概算を把握することが可能になると考えます。今後コストを含めた長所短所を数案比較することで、機能面や経済面における、最適なシステム構築を進めていきます。

【意見 5-10】 防災行政無線整備の基本的な方針について

〔指摘の要旨〕

現在進められている防災行政無線の再整備や更新をはじめとして、今後も情報伝達手段の整備や更新が行われるが、その前提として、防災や災害時の情報伝達手段全体の整備に関する基本的な方針を継続的に整理し、更新しておくことが必要であり、個々の整備が基本的な方針に沿った内容であるかについて、確認しながら進めることが重要である。

〔措置の内容〕

防災行政無線の再整備等については、その基本的な方針について主要課題調整会議等での調整を経て決定するとともに、方針に基づく個々の整備について、事務事業点検や施策進行管理・評価票等により進行管理や評価を行っています。今後も、社会環境の変化等を踏まえ、基本的な方針の継続的な整理、更新を行います。

【意見 5-11】 賃貸借契約における経済性の追求について

〔指摘の要旨〕

各契約の予算や設計金額の算定の際に、あらかじめ特定の業者から参考見積を徴している。

参考見積書の提出や入札への参加は業者の意向に左右されるが、市の登録業者の数からみると、特定の業者に限定されるものではないはずなので、各契約の入札参加者数の増加となるなど、競争性を向上させ、より経済的な金額で執行できるように工夫する余地がある。

〔措置の内容〕

平成 28 年度の新規賃貸借契約については、平成 27 年度までと同様、特定の業者による入札とならないよう一般競争入札により受注者を決定しており、併せて、複数社から参考見積を徴し、積算金額へ反映することにより、競争性を向上させ、経済的かつ適正な価格による入札を執行しました。

6. 総合防災情報システム整備事業費（防災施設整備事業）

【意見 5-12】 保守契約や賃貸借契約における経済性の追求について

〔指摘の要旨〕

各契約の予算や設計金額の算定の際に、あらかじめ特定の業者から参考見積を徴している。

参考見積書の提出や入札への参加は業者の意向に左右されるが、市の登録業者の数からみると、特定の業者に限定されるものではないはずなので、各契約の入札参加者数の増加となるなど、競争性を向上させ、より経済的な金額で執行できるように工夫する余地がある。

〔措置の内容〕

平成 28 年度の賃貸借契約については、平成 27 年度までと同様、特定の業者による入札とならないよう一般競争入札により受注者を決定しており、併せて、複数社から参考見積を徴し、積算金額へ反映することにより、競争性を向上させ、経済的かつ適正な価格による入札を執行しました。

【意見 5-13】 仕様書の明確化と契約相手への周知について

〔指摘の要旨〕

市と委託先とのやりとりを記録した議事録によると、仕様書の理解について委託先と齟齬が生じたため、履行開始までには外部配信機能関係の機器を iDC に移設できなかったとのことである。

契約期間内に移設が完了する予定であり、問題は発生しないとあるが、今後の委託業務においては仕様書の明確化とその内容の委託先への周知について、十分留意して進める必要がある。

〔措置の内容〕

システム開発に係る入札・契約の仕様書の作成にあたっては、受注者の技術力や知識を勘案し、ある程度の裁量を残しつつも、業務の目的、契約内容を明確にし、必要な場合は入札説明会の開催や質問回答により、入札積算に誤認が生じないように努めていきます。また、契約後は速やかに仕様打合せ、要件定義を行い、相互の認識を改めて確認することで、仕様誤認の防止に努めていきます。

【意見 5-14】 総合防災情報システムの備蓄支援物資管理機能の活用について

〔指摘の要旨〕

総合防災情報システムでは、備蓄倉庫に備蓄される備蓄品や支援物資の管理機能が整備されているが、現在活用されておらず、別途、表計算ソフト等で台帳を作成し管理している。全市的な情報の一元管理、適時性や効率性の改善の余地があるため、今後、総合防災情報システムの備蓄支援物資管理機能を活用する方向で進めることが望ましい。

〔措置の内容〕

総合防災情報システム導入時と現在とでは、備蓄支援物資管理の運用実態に大きな隔たりが生じているため、直ちに当該システムの備蓄支援物資管理機能を活用することは困難です。

したがって、現在、表計算ソフトで管理している備蓄物資情報を当該システムに取り込み、実際の運用を想定した動作確認を行うことにより、熊本地震のような大規模災害時への対応も可能となるよう、運用方法も含め、改善内容を検討しています。

7. 防災拠点管理費（防災施設整備事業）

【意見 5-15】 消費期限切れ備蓄物資の回収廃棄業務委託について

〔指摘の要旨〕

消費期限切れの備蓄物資について、廃棄することは不経済であると同時に環境負荷も大きいと言わざるを得ない。市では防災訓練などのイベントで配布しているとのことであるが、さらに廃棄する物資の量を減らすべく努力する必要がある。

〔措置の内容〕

賞味期限が間近となった食料、飲料水については、自主防災組織での訓練や学校の防災教育などで活用していただくとともに、平成 27 年度から「フードバンクかわさき」への寄付などを通じ、有効活用に努めています。今後も、自主防災組織等に対しまして、有効活用について周知を図りながら、賞味期限切れに伴う廃棄の削減に努めていきます。

8. 備蓄倉庫整備事業費（防災施設整備事業）

【意見 5-16】 備蓄物資の消費期限について

〔指摘の要旨〕

備蓄物資の中には、紙おむつや生理用品などがあり、食品のような消費期限があるわけではないと思われるが、中には 20 年近く経過しているものも散見された。このような状態のものが本当に使えるかどうかは、実際に使うまでわからないと考えられる。必要に応じて、サンプルで確認してみるか、あるいはメーカーに問い合わせ使用可否を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

メーカーから、紙おむつなどの衛生用品については使用期限がなく、保管状況により製品の状態が異なるため、使用前に変色がないかや虫などの異物の侵入がないかなどを確認した上で使用の可否を判断するよう示されていること等も踏まえ、今後、購入から長期間経過している衛生用品等については、毎年実施する点検時などに、一部抜き取り調査を実施し、使用可能かどうかの状態確認を実施していきます。

【意見 5-17】 簡易トイレの組み立て訓練

〔指摘の要旨〕

簡易トイレには何種類かがあるが、その中には組立に 30 分程度、また収納にもそれ以上の時間を要するものがある。発災時にはマニュアルを見ながら組み立てるゆとりがあるか不明であり、さらには故障や部品不備の検査、組み立てに必要な工具の確認の意味でも学校等における防災訓練時に組み立て練習を今後とも継続的に励行すべきである。

〔措置の内容〕

避難所運営訓練等でトイレ組立訓練を取り入れている事例もあることから、それら取組事例を参考に、危機管理室と関係局区との連携により、継続して学校等における防災訓練時の組み立て練習への取組を進めていきます。

【意見 5-18】 物資や備品の組み合わせについて

〔指摘の要旨〕

備蓄されている物資や機器は、それ単体では用をなさないものがあることに意外と気づかないことがある。今回の視察では、備蓄倉庫にトランジスタメガホンがあったが、それ用の電池が用意されていない例があった。この場合、LED ライト用電池で代用できるのであるが、これは偶々である。様々なケースを想定して備蓄物資の組み合わせを日ごろから考える必要がある。

〔措置の内容〕

災害時に備蓄物資を適切に使用できるよう、関連する物資を隣接する場所に配置するなど工夫し、様々なケースに対応できるようにしていきます。

【意見 5-19】 備蓄計画と備蓄の進捗状況について

〔指摘の要旨〕

トイレに関しては、麻生区を除いて計画どおりの備蓄が進んでいない状況であることがわかる。実際の避難所用トイレについては、計画よりむしろ置くことができるスペースがあるかどうかで備置する台数及び備置する場所を決めているように見受けられる。各区の計画数量に見合うトイレの確保を進めていく必要がある。

〔措置の内容〕

各避難所への備蓄倉庫の整備がほぼ完了したため、避難所以外に配備していた災害用トイレの再配備について関係局と調整を進めています。平成 28 年度については、災害用トイレが大幅に足りないと思込まれる避難所約 10 箇所を優先的に対応します。

なお、倉庫内のスペースにも限りがあるため、配備するトイレの種類の見直しなどを行い、必要数量の確保を進めていきます。

【意見 5-20】 川崎市南部地域における防災倉庫について

〔指摘の要旨〕

川崎区を中心とした川崎市南部地域は、津波災害の際の浸水予想区域に該当する地区であり、各備蓄倉庫も浸水のおそれがある。今回川崎区において視察した倉庫は、津波災害時には備蓄物資が毀損してしまうことも想定される。このため、津波災害時における備蓄物資の使用可否とその対応を今後検討していく必要がある。

〔措置の内容〕

津波及び洪水の浸水予測地域にある備蓄倉庫については、浸水による物資の毀損を防止する観点から、新たに保管棚を設置し、物資の配置を変えるなどの対策を進めています。

平成 28 年度については、新たに 51 箇所の備蓄倉庫に保管棚を設置するとともに、倉庫内を整理しました。

【意見 5-21】 他部局所管の物資及び機器

〔指摘の要旨〕

小学校や中学校に整備された備蓄倉庫には、消火ホースキットが備えられているも

のも少なくない。消火ホースキットは消防局が所管する備品であるため、倉庫への備置に関する情報が危機管理室に届いた時点で危機管理室の台帳に記載されることになっている。他部局が所管するもので管理者が分かりづらいものについては所管部局の情報も記載しておくことが望ましい。

〔措置の内容〕

備蓄倉庫に配備している備品については、危機管理室と関係局区との情報共有により避難所毎に台帳の整備を行っており、危機管理室以外で所管する備品については、台帳上に所管局も追加記載し管理を進めていきます。

なお、消火ホースキットは、平成 29 年 3 月までにすべての避難所に配備される予定となっていますので、配備時、所管局の記載について適切に対応していきます。

【意見 5-22】 保管棚の設置

〔指摘の要旨〕

備蓄倉庫は東日本大震災後に立てた計画に沿って整備されており、特に最近では備蓄倉庫の整備事業に予算が集中して配分されている。今後は備蓄倉庫の内部の環境整備について検討しなければならない。特に、備蓄物資を保管する棚がないと自重や湿気により劣化速度が上がるのが懸念される。備蓄物資をなるべく長期間保管できるよう工夫する必要がある。

〔措置の内容〕

備蓄倉庫の保管棚については、危機管理室と各区との連携により優先順位を付けて順次整備を進めており、平成 28 年度については、津波及び洪水の浸水予測地域内にある備蓄倉庫を中心に、51 箇所整備しました。

今後につきましても、保管棚の未設置の備蓄倉庫については、危機管理室と各区との連携により優先順位を付けて順次対応していきます。

【意見 5-23】 避難所へのトイレの備置

〔指摘の要旨〕

災害の規模が大きく、学校などのトイレも使用不能になった場合には、道路などの破損も激しく、交通は通常どおりにならないおそれがあることから、遠方から重いトイレを運搬することができるのかどうか、もっと厳しい状況を想定する必要がある。トイレはなるべく避難所の近くに置くべきであり、また、この点に留意して学校等へのトイレの備置を進めていく必要がある。

〔措置の内容〕

各避難所への備蓄倉庫の整備がほぼ完了したため、避難所以外に配備していた災害用トイレの再配備について関係局と調整を進めています。平成 28 年度については、災害用トイレが大幅に足りないが見込まれる避難所約 10 箇所を優先的に対応します。

なお、倉庫内のスペースにも限りがあるため、配備するトイレの種類の見直しなどを行い、必要数量の確保を進めていきます。

【意見 5-24】 受け払いに関する情報について

〔指摘の要旨〕

東日本大震災以降、防災に対する市民の関心は高まっていると思われ、新たな避難所の開設や防災訓練等が実施されている。その際、備蓄物資を試みに使用する機会も増え、備蓄物資の移動も従前に比して頻繁であるため、台帳管理の必要性は大いに増しており、今後は出入庫に関する情報の項目も設け、受払簿的な機能の追加も検討していく必要がある。

〔措置の内容〕

避難所等にある備蓄倉庫ごとに、備蓄物資一覧を作成し管理を進めているところですが、備蓄物資の現況をリアルタイムで管理できるようにするため、帳票等について、受払簿的な機能を追加するなどの見直しを平成 28 年度内を目途に実施するよう、危機管理室と関係局区とで検討を進めています。

【意見 5-25】 備蓄倉庫の視察結果について

〔指摘の要旨〕

故障したリヤカーの修理、使用不能の備品や廃棄予定粗大ごみの適時廃棄、備蓄物資等の備蓄倉庫での保管の徹底、物資管理における所管区分けの明確化、備品の利用可能性の検証、重量物を平積みしない工夫、適正な台帳管理、機器等の利用可能性の検証等を進める必要がある。

〔措置の内容〕

古い消火器やハロゲンライト等の使用不能な物資については、平成 28 年度内に廃棄します。また、故障しているリアカーについては、修理可能か確認し、平成 28 年度内に修理または廃棄を行います。

その他、台帳等の整備については、毎年実施している定期点検結果等を反映させ、適切に管理を進めていきます。

9. 避難所等機能強化事業費（防災施設整備事業）

【意見 5-26】 マンホールトイレの備置について

〔指摘の要旨〕

マンホールトイレは平成 25 年度までに公園 4 箇所を整備され、さらに平成 26 年度に中学校 6 箇所、そして、平成 27 年度には中学校 9 箇所について整備工事が行われている。然るに、マンホールトイレ用機器はそのうちの 5 箇所にしか備置されていない。

特に、平成 25 年度までに整備工事が行われている中原平和公園、富士見公園、小田公園の 3 箇所と平成 26 年度に整備工事が行われた日吉中学校、南加瀬中学校、今井中学校の 3 箇所については、整備工事からかなりの時間が経過している。早期にマンホールトイレ用機器を備置し、マンホールトイレとして稼働可能な状況にする必要がある。

〔措置の内容〕

学校に設置したマンホールトイレについては、平成 27 年度末までに機器を搬入しました。

公園に設置したマンホールトイレについては、公園内に備蓄場所を確保することが難しいことから、実際に使用する際に機器を搬入することとしています。できる限り使用場所の近隣において機器を備蓄するよう努めており、中原平和公園及び富士見公園で使用する機器は、それぞれ近隣の住吉中学校、川崎区役所道路公園センターで備蓄をしています。小田公園については、適切な備蓄場所について平成 28 年度内に決定し、平成 29 年度上半期中を目途に備蓄を行います。

10. 帰宅困難者対策推進事業費（帰宅困難者対策推進事業）

【意見 5-27】 帰宅困難者対策条例について

〔指摘の要旨〕

東京都で制定された条例では、帰宅困難者が生じた場合の住民の行動、運輸事業者の義務、周辺施設事業者の義務を規定しているが、本市では、行動ルールの公表であるため、形式上、依頼することにとどまるものである。長期的な課題として条例化を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

本市においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、共助等に関し具体的な対策を実施しており、民間事業者等による役割分担が一定水準確立されていることから、現時点で条例の制定は検討していません。一方で、今後、共助等の具体的な役割分担に大きな変化が生じるなど、現状の取組を見直す必要性も見込まれるため、行動ルールの修正を含め、条例化についても、長期的な課題として検討していきます。

11. 危機管理対策事業費（危機管理対策事業）

【意見 5-28】 川崎市国民保護計画に係る情報提供

〔指摘の要旨〕

武力攻撃事態等が生じていることを市域の人々が認識するには情報が適時適切に伝達されることが必要であることから、川崎市国民保護計画については、市域の人々への情報提供を如何に適切に行うことができるかという点に特に留意して、運用を行われたい。

〔措置の内容〕

国民保護に関する事態が発生した場合は、メール、防災行政無線、ホームページなど様々な手段を使って広報することとし、併せて、当該広報を行う危機管理室職員に対し定期的に情報機器操作説明などを実施することで、適時適切な情報提供を行う体制を整備しています。

今後も引き続き、市域の人々へ適時適切に情報提供を行うことに留意しながら取り組んでいきます。

【意見 5-29】 川崎市国民保護計画に係る市民の備蓄

〔指摘の要旨〕

危機への対応としては、市民における備蓄は重要な役割を果たすと考えられるため、市民における備蓄が定着するよう、また、日常の備えとして備蓄が無理なく行えるよ

うな意識づくり環境づくりを、今後とも啓蒙活動等を通して行われたい。

〔措置の内容〕

国民保護事態も含めた対応が可能となるよう、災害時の備蓄啓発を引き続き進めていきます。

1 2. 初動対応経費（危機管理対策事業）

【意見 5-30】 宿日直勤務機会の効果的な活用について

〔指摘の要旨〕

管理職に対しては、年 1 回は危機管理や防災に関する研修が行われている。また、宿日直勤務に際しては、携帯電話等とともに宿日直員対応マニュアル、初動対応マニュアル、市長緊急登庁マニュアルといったマニュアル類を渡しており、危機管理や初動対応に関する研修や情報提供は行われている。

しかし、防災に関する計画やマニュアル、体制、設備・機器などの更新は頻繁に行われており、各局・各区の防災に対する取組も日々進められているところ、災害が発生する毎に新たな課題が生じてくる可能性もあることから、改めて、宿日直勤務の機会を利用して、防災や危機管理に関する最新の情報提供を行うことも意義があると考えられる。

危機管理室にとっては、本庁勤務管理職の所属部門における、防災・危機管理の取組と課題に関する、最新情報の収集・意見交換の場とすることも可能である。

〔措置の内容〕

平成 28 年度も宿日直勤務の対象となる管理職向けの研修を実施し、宿日直勤務に関する説明のほか、災害に関する基礎知識や本市の危機管理体制について周知しました。

また、実際に宿日直勤務に入る際、災害発生時の対応等、勤務内容説明のほか、当日の気象状況など最新の状況についても説明を行っています。

1 3. 原子力災害対策事業費（危機管理対策事業）

【意見 5-31】 最低制限価格と一般競争入札の趣旨について

〔指摘の要旨〕

最低制限価格制度は、1) ダンピングを防止し、2) 契約内容に適合した履行を確保するために設けられている制度であるが、それが容易に算出可能となった場合には、適正な競争原理を働かせるという一般競争入札の趣旨を損なう結果となりかねない。今回の契約手続きは規則上問題がないとしても、最低制限価格で入札した 12 者のうちの 1 者がくじ引きで落札という事実から、今後運用上何らかの対応が必要と考える。

この点、予定価格に対する最低制限価格の設定率を毎年度変更することも一法である。また、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大し当該制度を採用することも検討の余地がある。これは、予定価格とともにあらかじめ調査価格を定めておき、入札価格がこれを下回ったときは、契約が適正に履行されるかどうかを調査した上で相手方と契約するかどうかを判断する制度である。最低制限価格制度と低入札価格調査制度とは類似しているが、自動的に排除するか、調査した上で契約の可否を判断するかとい

う点で異なる。低入札価格調査制度が、事務量の問題で全ての案件に適用することが困難であれば、案件を選別した上で適用することの検討も必要である。

〔措置の内容〕

公共工事における工事積算価格の透明性、客観性及び妥当性をより一層確保する観点から、積算に必要な資料を公表した結果、最低制限価格が算出可能となっています。積算に必要な資料を公表せずに価格競争を行わせることは、上記の趣旨に反する上、ダンピングの助長につながると考えられます。

予定価格に対する最低制限価格の設定率について、毎年度変更する場合、設定率を非公開としても、年度の最初に行われる入札の結果が公表されれば設定率は判明するため、以降の入札は同額で行われると考えられます。また、入札案件ごとに設定率を変更する場合、設定率によっては、入札参加者が多数いるにも関わらず、全員が最低制限価格を下回り入札不調となること、また、市内業者を対象に行ったアンケートにおいては、入札参加者が積算に費やした労力を無駄にするとの意見が多数を占めています。

次に、低入札価格調査については、現在、低入札価格調査制度を適用している案件のうち、予定価格が高額なものを除き、公共工事の品質確保の観点から入札価格の失格基準を定めています。入札参加者は最低制限価格と同様、失格基準の算出が可能であるため、失格基準と同額の入札価格が複数生じ、くじ引きで落札者（低入札価格調査対象者）を決定するという状況も生じています。そのため、低入札価格調査制度の適用範囲の拡大を行っても、同額・くじという状況が変わる可能性は低いものと認識しています。

くじ引きへの対応については、国土交通省が示している「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の発注関係事務の運用に関する指針の動向を注視するとともに、指針に沿った運用に努めていきます。

1 4. 地域防災推進事業費(自主防災組織活動助成金) (地域防災推進事業)

【意見 5-32】 協議会の活動と市の関係

〔指摘の要旨〕

各区の協議会は、区内の自主防災組織により構成され、避難所運営会議に関する協議、訓練等を行うために、各区で組織・運営されているものであるが、運営は全額市の助成金により行われていることから、各協議会からの収支決算書について、特異な事項についてはその内容を把握し、その原因を調査し、助言や翌年以降の助成額算定の際に反映させることが望ましい。

〔措置の内容〕

各区協議会の助成金については適正に執行されており、区毎の執行額の差異については、その区の実情によるものと認識しています。

今後も、各区の収支決算書等の情報共有等を図りながら、特異な内容が認められる場合にはその原因を調査し、必要に応じ助成額の算定の際に反映するよう努めていきます。

【意見 5-33】 川崎市自主防災組織連絡協議会の意義の整理について

〔指摘の要旨〕

市協議会の事業は補助対象として適正か、構成員による主体的な運営とされているか、区協議会ではなく市協議会が行うことの意義はあるかについて整理した上で、川崎市自主防災組織連絡協議会の意義を再度明確にする必要がある。

〔措置の内容〕

川崎市自主防災組織連絡協議会は、大規模な災害に備え、市全域の自主防災体制の充実、強化を目的に、日頃から啓発活動や訓練、連絡調整等を自主・自立的に行っています。

これら活動等を明確にするため、平成 28 年 4 月の川崎市自主防災組織連絡協議会総会において、関係要綱を改正しました。

第 6 消防局

1. 消防団員報酬（消防団に関する事務）

【意見 6-1】 定員の見直しについて

〔指摘の要旨〕

現在の条例定員 1,345 人については、昭和 38 年当時の消防団在籍者数がそのまま踏襲されているものであり、諸環境を踏まえた必要数を積み上げたものでない。

どの程度の消防力を消防団に求めるのかあらためて整理し、所要人員数としての定員を見直す必要がある。大規模災害時等における地域の自主防災組織と消防団との役割分担等を確認し、消防団に求められる役割を整理した上で、あらためて人員面での必要数としての定員を設定することが望まれる。

〔措置の内容〕

災害への確に対応するため必要となる団員数（条例定員）の設定は非常に重要な課題であり、また、その設定にあたっては本市の実情や、消防団に求められる役割など、踏まえるべき要素が多岐にわたることから、今後、消防局において慎重に検討するとともに、庁内外の関係者と十分に調整を行った上で、適正な定員を設定するよう努めていきます。

【意見 6-2】 消防団に期待される役割の整理について

〔指摘の要旨〕

消防団と自主防災組織との役割分担をより明確にするとともに、その連携を強化する必要がある。

自主防災組織との関係も含めて消防団に期待される役割を整理し、機能別消防団の制度等も含めて、その対応策を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

本市の消防においては、消防団による活動を基本とし、自主防災組織による活動はその補完として位置づけを整理しています。消防団は災害現場での被害の拡大防止や応急復旧のための直接的な活動が主体であり、自主防災組織は地域住民が協力して行う夜間の見回り等の火災予防や、迅速な発見・通報・初期消火等の役割、及び災害発

生時には情報を収集し避難を呼びかけ、避難所の運営を行うなどの役割を担っており、これらの役割分担については、消防組織法及び川崎市自主防災組織育成指導要綱により、明確化しています。

また、両者の連携については、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」により、自主防災組織等の教育訓練において、消防団が指導的役割を担うと規定されていることから、防災訓練や自主防災訓練等により強化していくとともに、他都市において消防団活動の補完として機能別消防団員制度の有用性が認められる事例もあることから、今後も引き続き他都市事例等について調査を進めていきます。

【意見 6-3】 休団制度等の検討について

〔指摘の要旨〕

数年間にわたり出務実績がない期間がある団員に対しても、年報酬が支給されている。

家庭の事情等により、一定期間の出務が困難な団員に対しては、無給の休団を制度化する等、報酬支給の公平性を担保する制度を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

現行では、出務実績がない団員に対しても年報酬が支給されている状況ですが、平時に出務実績がない団員であっても、大規模災害の発生を想定した場合、災害活動の知識・技術を要した団員が地域に居住しているという事実が、住民に対して安心・安全を与えていると認識しています。

一方、報酬支給の公平性の担保も重要であることから、適格性を欠く団員に対して罷免権を有する団長を中心とし、一定期間出務実績がない団員を注視するとともに、休団制度についても、制度化に向けた課題整理等を行いながら、その創設について検討していきます。

3. 消防団関連補助金（消防団に関する事務）

【意見 6-4】 積算方法の見直し及び補助金の統合について

〔指摘の要旨〕

各消防団の現員は定員を下回っており、充足率にも差がある状況である。消防団の実際の活動に対する補助金であれば、定員でなく現員を基礎として積算すべきである。補助金の積算方法を見直し、消防団の活動実態を反映した積算方法とする必要がある。

消防団運営補助金と併せて消防団操法大会等運営費補助金について、事務処理の効率化の面から補助金の統合を検討する余地がある。

〔措置の内容〕

消防団運営補助金の積算方法については、各消防団の規模を表す指標として、定員を用いて積算し、配分していたところです。今後は、各消防団の実情を適正に反映するためにも、平成 30 年度を目途に川崎市消防団運営補助金等交付要綱を一部改正し、現員数を基礎として現員割で配分していくこととします。

また、消防団員運営補助金と消防団操法大会等運営費補助金の統合については、運用上支障がないことから、事務の効率化を図る面からも、平成 29 年度を目途に統合す

るよう努めていきます。

4. 消防団員貸与被服費（拡大分含む。）（消防団に関する事務）

【意見 6-5】 退団時の貸与品の取扱いの明確化について

〔指摘の要旨〕

現状、貸与品貸与簿上、譲渡の事実は記録されておらず、退団した者に貸与した事実が記載されているだけであることから、今後、退団時に譲渡することを可能とする旨を規則上明示し、退団時に譲渡した者の貸与品貸与簿には譲渡の相手先を明示するとともに、譲渡を受けた者の貸与品貸与簿には、新たな貸与品として記載する必要がある。

また、現在の貸与品の再貸与や利用の実態によっては、事務管理上の効率性を考慮し、今後、何らかの規則及び運用の見直しを図ることが望ましい。

〔措置の内容〕

本市においては、消防団員が退団した場合、退団者の貸与品を他の団員へ譲渡することが通例となっていますが、原則として他の者への譲渡は認めておらず、貸与品を事務局へ返却することとしています。

よって、今後、退団者が貸与品を返却していない事例について全市的に調査を行い、調査結果に基づき、文書や消防団長定例会の場等により返却を求めるなど、貸与品の適正な運用に努めていきます。

5. 出張所改築事業費（消防署所の改築事業）

【意見 6-6】 設計業務及び工事監理業務の一体発注について

〔指摘の要旨〕

設計業者以外の者が工事監理業務を行うことが困難となることが想定される場合には、設計業務と工事監理業務とを一体として発注し、工事監理業務についても競争性を発揮させることを検討する必要がある。

今後、工事監理業務について設計業者に委ねることが想定される業務については、一体発注の適否を検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

工事監理業務については、設計業務で得られた具体的な工事の工程や規模などの詳細な仕様等に基づいて積算することにより、適正な内容での発注が可能となります。

このため、設計業務及び工事監理業務を一体で発注する場合には、詳細な仕様等を明確にすることができないため、競争性の向上は期待できますが、適正な価格算定を行うことができないなどの課題があると考えられます。

したがって、今後についても公平性や透明性に十分配慮し、設計業務及び工事監理業務を適正に発注していきます。

【意見 6-7】 消防力の整備目標の明確化について

〔指摘の要旨〕

署所の統廃合の際には、現状の消防力の充足状況を検証するとともに、システム工

学的手法を用いた検証を行った上で推進しており、その結果としての署所数 36 は適正であるとするなら、市の特殊性や地域特性を勘案した過程を丁寧に示すことにより、市の整備方針において、消防局が考える必要数を明確にするべきである。

【措置の内容】

「平成 28 年度消防力の整備方針」を平成 28 年 6 月に改訂し、本市における 1 署所あたりの管轄面積及び火災出場時の最先着隊の現場到着時間等を勘案の上、消防署所の必要数を 36、充足率を 100 パーセントとして整備目標を明確にしました。

【意見 6-8】 消防署所の長寿命化計画の早期策定等について

【指摘の要旨】

一部の施設について、中長期保全計画を策定しているが、長期使用による経年劣化部位が多くあり、これらへの対応のため、計画どおりの「予防保全」を実施している状況でない。

消防署及び出張所ともに、早期に予防保全計画を策定し、適切な長寿命化対策を実行に移すことが望まれる。

【措置の内容】

平成 27 年度に消防局において中長期保全計画を策定しました。計画に基づく予防保全として、麻生消防署王禅寺出張所の大規模改修を実施していきます（平成 28 年度：実施設計、平成 29 年度：改修工事）。今後も、消防局と関係局との連携強化により、適切に庁舎整備を進めるよう努めていきます。

6. 消防施設改築事業費（消防署所の改築事業）

【意見 6-9】 訓練塔利用実績の把握単位について

【指摘の要旨】

現行の消防総合訓練場の訓練塔の利用実績は、全市単位で把握されており、各署所の単位では把握されていない。

今後、訓練塔が建替えられるが、全市的に有効活用が図られていることを示す上でも、各署所もしくは部隊別の訓練実績を把握し、その実態を明確にする必要がある。

【措置の内容】

消防総合訓練場については、川崎市消防総合訓練場管理運営要領に基づき運用しているところですが、今後、当該運営要領を全面改正し訓練実績の記入様式を改良することで、改築完了後の訓練塔においては、署所別の使用実績及び部隊別の訓練実績が客観的に把握し明確にできるよう努めていきます。

7. 緊急消防援助隊活動拠点整備事業費（庁舎等整備事業）

【意見 6-10】 設計業務及び工事監理業務の一体発注について

【指摘の要旨】

設計業者以外の者が工事監理業務を行うことが困難となることが想定される場合には、設計業務と工事監理業務とを一体として発注し、工事監理業務についても競争性を発揮させることを検討する必要がある。

今後、工事監理業務について設計業者に委ねることが想定される業務については、一体発注の適否を検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

工事監理業務については、設計業務で得られた具体的な工事の工程や規模などの詳細な仕様等に基づいて積算することにより、適正な内容での発注が可能となります。

このため、設計業務及び工事監理業務を一体で発注する場合には、詳細な仕様等を明確にすることができないため、競争性の向上は期待できますが、適正な価格算定を行うことができないなどの課題があると考えられます。

したがって、今後についても公平性や透明性に十分配慮し、設計業務及び工事監理業務を適正に発注していきます。

【意見 6-11】 適切な予算科目（事業）での執行について

〔指摘の要旨〕

本件工事は、本来、中事業（緊急消防援助隊活動拠点整備事業費）に区分され執行されるべきものであったが、執行委任を受けたまちづくり局が、同一敷地内にある犬蔵出張所の改築事業費の一環として認識し、中事業（出張所改築事業費）にて執行された。

正しい予算科目に更正されているものの、予算管理の実効性を担保し、適正な財務事務を執行するためにも、今後、類似事案の再発を防止する必要がある。

〔措置の内容〕

類似事案の再発防止に向け、まちづくり局内において、予算執行の際には事業内容、予算科目を把握した上で執行するよう周知し、再発防止のチェック体制を強化していきます。

【意見 6-12】 平時の活用計画の明確化について

〔指摘の要旨〕

緊急消防援助隊活動拠点は、緊急被災した時だけではなく、平時においても有効に活用することが必要である。今後、被災時における機能や役割についても、より検討を進めるとともに、平時の活用計画についても、併せて明確にすることが望まれる。

〔措置の内容〕

緊急消防援助隊活動拠点は、現在のところ、平時においては、訓練及び研修用の施設として消防職員、消防団員、音楽隊等が活用するとともに、消防防災の普及啓発の場として消防関係団体及び自主防災組織をはじめとした地域住民にも活用していただいている状況です。

今後、補助訓練塔及び主訓練塔の完成に合わせ、訓練センター全体を包括したものととして、平時における活用計画を平成 30 年度に策定予定です。

なお、被災時の活用計画については、機能や役割を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日付けで川崎市応援・受援計画を改正し運用しています。

8. 千鳥町出張所棧橋改築事業費（庁舎等整備事業）

【意見 6-13】 棧橋改築工事の必要性の再検討について

〔指摘の要旨〕

入札の不調が続き、現時点においても、契約が決まらず工事が開始できない状況にある。

棧橋改築工事の緊急性、補修工事による長寿命化の適否及び改築工事とのコスト比較等を実施し、その必要性を再検討されたい。

〔措置の内容〕

現時点では顕著な不具合はなく緊急性はないものの、橋げたや鉄板の肉厚の減少が認められるため、構造等の欠陥が顕著に現れる前に改築が必要となります。また、東日本大震災時、海面上昇により棧橋が海面下に沈み、使用不能となったことから、海面上昇対策として棧橋をかさ上げした形で改築が必要となり、長寿命化対策工事や一時的な補修工事は適さないと考えています。

今後については、構造・工法や実勢価格等について協議し、設計図書の内容の見直しを行うなど、平成 29 年度には棧橋改築工事を完了させる予定です。

10. 消防艇点検整備事業費（消防艇管理業務）

【意見 6-14】 契約方法について

〔指摘の要旨〕

一者応札となってしまう理由として所管課では、官公庁の船舶の上架整備は例年秋から冬にかけて集中するため、業者側は船台に空きがないと入札に参加できないことをあげている。いずれにしても、平成 25 年度 26 年度の落札業者は同一であり、業者が固定化する傾向が伺える。平成 27 年度は、第 5 川崎丸及び第 6 川崎丸ともに二者による応札となっており、第 5 川崎丸は 3 年連続、第 6 川崎丸は 2 年連続の一者応札とはならなかったが、今後も、競争性を確保するため一者応札とならないような努力の継続は必要である。

〔措置の内容〕

消防艇の点検整備につきましては、特定の業者しか請け負うことができない業務ではないことから、一般競争入札で公告し、広く入札参加者を募集する機会を設けております。公告という手段で参加者を広く募っていることから、入札手法を変更する必要はないと認識しています。

一方、消防艇の上架整備を船舶安全法で義務付けられている定期検査、中間検査とあわせて実施することで、一層の費用削減、船の航行不能期間の短縮及び入札機会の確保が図れることから、点検整備について、検査期間中でも対応できるよう、仕様書の内容やスケジュールについて、関係局と連携し調整に努めていきます。

11. 耐震性貯水槽建設事業費（耐震性貯水槽建設事業）

【意見 6-15】 契約変更について

〔指摘の要旨〕

工事の開始後に現地を精査した結果、変更が必要となったものであり、現地の精査は発注前、仕様書作成の段階で行っていれば、仕様書に必要事項を盛り込むこ

とで契約変更を避けることが可能となるはずである。

今後により精度の高い実地検査のもとに設計書を作成し、契約方法の妥当性にも影響を与える契約変更をできるだけ避けることが必要である。

〔措置の内容〕

建設緑政局では、当初設計書作成にあたっては十分な現地調査を行い、その結果に基づき工事価格を算出するようにしています。当該現場におきましては、施工段階において予期しえぬ事象が生じたため、設計変更はやむを得ないと判断し、受注者と協議の上、契約変更したものとなっています。よって今回の変更契約については、妥当性はあると認識しています。

今後につきましては、当初設計書作成時において、さらに十分な現地調査を行い、工事価格の算出に反映させていきたいと考えています。

【意見 6-16】 最低制限価格について

〔指摘の要旨〕

最低制限価格制度は、1) ダンピングを防止し、2) 契約内容に適合した履行を確保するために設けられている制度であるが、それが容易に算出可能となった場合には、適正な競争原理を働かせるという一般競争入札の趣旨を損なう結果となりかねない。

今後、最低制限価格の取扱について財政局とも協議の上、何らかの対応が必要と考える。

予定価格に対する最低制限価格の設定率を毎年度変更することも一法である。また、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大し当該制度を採用することも検討の余地がある。これは、予定価格とともにあらかじめ調査価格を定めておき、入札価格がこれを下回ったときは、契約が適正に履行されるかどうかを調査した上で相手方と契約するかどうかを判断する制度である。最低制限価格制度と低入札価格調査制度とは類似しているが、自動的に排除するか、調査した上で契約の可否を判断するかという点で異なる。低入札価格調査制度が、事務量の問題で全ての案件に適用することが困難であれば、案件を選別した上で適用することの検討も必要である。

〔措置の内容〕

公共工事における工事積算価格の透明性、客観性及び妥当性をより一層確保する観点から、積算に必要な資料を公表した結果、最低制限価格が算出可能となっています。積算に必要な資料を公表せずに価格競争を行わせることは、上記の趣旨に反する上、ダンピングの助長につながると考えられます。

予定価格に対する最低制限価格の設定率について、毎年度変更する場合、設定率を非公開としても、年度の最初に行われる入札の結果が公表されれば設定率は判明するため、以降の入札は同額で行われると考えられます。また、入札案件ごとに設定率を変更する場合、設定率によっては、入札参加者が多数いるにも関わらず、全員が最低制限価格を下回り入札不調となること、また、市内業者を対象に行ったアンケートにおいては、入札参加者が積算に費やした労力を無駄にするとの意見が多数を占めています。

次に、低入札価格調査については、現在、低入札価格調査制度を適用している案件

のうち、予定価格が高額なものを除き、公共工事の品質確保の観点から入札価格の失格基準を定めています。入札参加者は最低制限価格と同様、失格基準の算出が可能であるため、失格基準と同額の入札価格が複数生じ、くじ引きで落札者（低入札価格調査対象者）を決定するという状況も生じています。そのため、低入札価格調査制度の適用範囲の拡大を行っても、同額・くじという状況が変わる可能性は低いものと認識しています。

くじ引きへの対応については、国土交通省が示している「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の発注関係事務の運用に関する指針の動向を注視するとともに、指針に沿った運用に努めていきます。

1 2. 消火栓設置等負担金（警防活動事業）

【意見 6-17】 上下水道局から請求される負担金の内容確認の実施について

〔指摘の要旨〕

平成 26 年度の負担金の額は、平成 25 年 8 月 30 日付けに 170,274,896 円と通知されたが、平成 26 年 4 月 28 日付けにて、168,146,327 円に減額修正（△2,128,569 円）されている。

今後、内訳書に上下水道局負担である空気弁の金額を記載するよう改善し、支出の根拠が明確となるよう見直しを図り、消防局として負担金支出額の妥当性を検証した上で支出することが望ましい。

〔措置の内容〕

消防局の負担額が妥当であることを確認するため、平成 29 年度の負担金に関する請求から上下水道局負担分の空気弁の金額を明記するよう改善しました。

1 3. 警防活動事業費（消火用具整備分）（警防活動事業）

【意見 6-18】 自主防災組織への訓練指導の徹底及び支援策の検討について

〔指摘の要旨〕

消火ホースキットを使用するのは自主防災組織であるが、市内全避難所に配備する以上、消防局は責任をもって指導訓練を行い、使用方法を含めた認知度や習熟度を向上させる必要がある。今後、大規模災害時において多少なりとも活用できるよう自主防災組織構成員への周知及び訓練指導を徹底することが必要である。

併せて、機能別消防団員制度を活用することによる自主防災組織と消防団との協力関係を拡充する等、自主防災組織の人材面及び技術面等での向上を図り、支援する方策を検討することが必要である。

〔措置の内容〕

消火ホースキットに関して、自主防災組織構成員等に対する訓練及び普及啓発活動については、平成 26 年度は 97 件、平成 27 年度は 145 件実施し、平成 28 年度はさらに訓練を拡充するとともに、今後も引き続き、訓練指導等を徹底していきます。

また、自主防災組織等への教育訓練において、指導的役割を担う消防団員を対象とした「ホースキット取扱指導者研修」を、平成 28 年 3 月 12 日に 49 人の消防団員を対象に実施しました。今後も、当該消防団員を対象とした研修を継続して実施し、消火

ホースキットを使える中心となる人材の養成を進めていきます。

15. 消防救急無線デジタル化事業費（消防救急無線デジタル化事業）

【意見 6-19】 予定価格積算方法の改善について

〔指摘の要旨〕

既存の消防関連システムを納品している事業者 1 社のみが参考見積書を提出している状況では、入札及び契約行為自体は法令等に反しない形で締結ができたとしても、契約額は事業者の見積額と近似する可能性が高い。

今後も、特にシステム関連機器の調達等に際しては類似の状況となる可能性もある。予定価格の積算方法の改善の可否をあらためて検討する必要がある。

〔措置の内容〕

本件事業については既存システムの特殊性から本市独自で機器費の積算をすることができないものであり、また複数事業者あてに参考見積書を依頼したところ金額を提示したのは 1 社であったことから、その入札（一般競争入札）及び契約行為自体に問題はなかったと考えています。

今後につきましては、前例参照などの方法により本市が独自積算することが可能かつ適切であると判断したものについては、事案に応じた適切な積算ができるように努めていきます。

16. 消防情報通信高度化事業費（消防指令体制の整備）

【意見 6-20】 入札時に競争性を発揮させるための手法等の検討について

〔指摘の要旨〕

消防指令システムのようなシステム関連機器の場合、一旦、特定の事業者から導入すると、その後、その一部の更新や改修工事等を行う際には、更新等の対象とならないシステムとの関係性が重視され、業者選定にあたり既存の事業者が有利となる。

平成 28 年度以降において消防指令システムの更新が予定されているが、予定価格の積算や仕様書の作成にあたっては、積極的な情報収集等により、システム機器の有効性（安定性）と効率性とを両立する調達方法を検討することが望ましい。

また、平成 40 年度頃において、関連するシステムの調達サイクルが一致すると想定されているが、その際には、既存の事業者に囚われずに調達が可能となるよう、仕様書等を作成し調達を実施することを期待する。

〔措置の内容〕

平成 28 年度以降の消防指令システム更新については、予定価格の積算や仕様書の作成にあたり、関連する複数の事業者から参考見積を徴し、他都市事例を参考とするなど、積極的な情報収集を行うとともに、一般競争入札により競争性の確保を図るよう努めていきます。

また、平成 40 年度頃における関連するシステムの調達においては、他都市の状況等も考慮した上で仕様書等を作成し、システムの安定稼働を前提条件として、一般競争入札により広く事業者を募った上で、競争の結果として適正な事業者を選定する調達を実施することで、システムの有効性、安定性、効率性を考慮し、市民の安全を確保

するためのシステム構築を推進するよう努めていきます。

第7 健康福祉局

1. 健康福祉局における防災事業と地域防災計画等

【意見 7-1】 各事業と地域防災計画の連動性

〔指摘の要旨〕

事務事業名の災害時医療救護対策事業のうち、災害時医療救護対策事業、救急医療・災害用薬品整備事業等補助金、災害時医療体制検討委員会事業費、災害救助及びその他援護事業のうち社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費は、地域防災計画、川崎市災害時医療救護活動マニュアルに記載がない。地域防災計画、川崎市災害時医療救護活動マニュアルと事務事業との整合性をとる必要がある。

〔措置の内容〕

災害時医療救護対策事業、救急医療・災害用薬品整備事業等補助金、災害時医療体制検討委員会事業費及び社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費について、地域防災計画及び川崎市災害時医療救護活動マニュアルにも記載を行い、整合を図ります。計画については関係局との間で修正時期等を調整しながら手続を進め、マニュアルについては平成 28 年度中に修正を行います。

【意見 7-2】 地域医療計画との関係

〔指摘の要旨〕

災害時病院等医療救護対策事業補助金、社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費、災害時要援護者緊急対策事業費、ひとり暮らし等高齢者見守り事業費は地域医療計画に記載はない。地域医療計画の中で各防災に関連する事業として各防災の位置づけを明確にする必要がある。

〔措置の内容〕

平成 30 年度以降を対象とする次回の計画策定に向け、各事業の位置づけを改めて整理しながら、計画策定時に防災に関連する事業として記載します。

2. 災害時医療救護対策事業費（災害時医療救護対策事業）

【意見 7-3】 事業内容の市民への説明について

〔指摘の要旨〕

川崎市災害時医療救護活動マニュアルにおいて、災害時に医療救護班が使用する医薬品及び医療救護用資機材の備蓄内容を記載していない。同マニュアルに記載することによって市民等により具体的に明示するべきである。

〔措置の内容〕

備蓄内容等を明記するよう、平成 28 年度中にマニュアルを修正します。

3. 災害時病院等医療救護対策事業補助金（災害時医療救護対策事業）

【意見 7-4】 協定内容について

〔指摘の要旨〕

「川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定」は災害時の救護活動に関して限定して規定しているのに対して、看護協会災害時医療救護活動事業補助金要綱は災害時の医療救護活動に資するための事業として広く規定している。看護協会が行う災害時医療救護活動に合わせて両者の整合性がとれるように見直しを行う必要がある。

〔措置の内容〕

本補助金事業は、協定に定める救護活動が円滑に実施できるよう、平時から修練を積み、体制を整備することを目的としたものです。こうした関係性を明確にするため、平成 28 年 12 月に補助金要綱「第 1 条（目的）」に協定名を明記するよう、修正しました。

4. 救急医療・災害用医薬品整備事業等補助金（災害時医療救護対策事業）

【意見 7-5】 病院に配分される補助金の配賦根拠について

〔指摘の要旨〕

病院協会は病床数を基準として各病院に備蓄補助金を配賦している。

各病院への備蓄補助金の配賦基準は病床数ではなく医薬品及び衛生材料の購入費等の基準によるよう指導することが望まれる。

〔措置の内容〕

病院協会とは、既に病院内の備蓄体制に関する協議を始めており、あわせて、本市の災害時医療体制下での病院の役割について再度周知徹底を行うとともに、各会員病院の現況に関する情報交換を行っています。その中での「各病院の備蓄薬剤数等は病床数に概ね一致する」といった意見を踏まえ、配賦基準については従来の方法をベースにしながら、全体の体制構築に向けた重要事項の一つとして、継続して協議を行っていくこととしました。

【意見 7-6】 備蓄医薬品及び衛生材料の確認について

〔指摘の要旨〕

市は病院協会より各病院の備蓄されている医薬品及び衛生材料の金額の報告を受け、前年度（及び前前年度）との増減比較による説明を受けることによって各病院に備蓄医薬品及び衛生材料が確保されていることを確かめる必要がある。

〔措置の内容〕

各病院の備蓄状況をより詳しく、正確に把握するため、病院協会から本市への報告に係る運用方法について、前項の配賦基準と合わせ、病院協会との協議を行っています。

5. 川崎 DMAT 編成事業費（災害時医療救護対策事業）

【意見 7-7】 川崎 DMAT 医療用資機材の整備のあり方について

〔指摘の要旨〕

市は整備の全容及び整備の計画を 3 病院に委ねていることから、整備のあり方を再検討する必要があると考える。例えば、必要な資機材を各病院にリストアップしても

らい、計画期間を定めて、計画期間で順次整備していくなどの方法も考えられる。

〔措置の内容〕

資機材の構成は各病院の実情に応じたものとしていますが、過去の資機材と重複する場合や高額な機器等を整備する場合は、現在、経過や目的等について当該病院にヒアリング調査を実施し、整備の妥当性及び整備方針の一貫性の有無を審査しています。今後は、これらの調査結果を記録して当該病院と随時共有し、認識を双方で一致させながら、一層の計画的な整備を進めていきます。

6. 災害時医療体制検討委員会事業費（災害時医療救護対策事業）

【意見 7-8】 現状の体制について

〔指摘の要旨〕

災害時医療体制検討委員会は、川崎市地域防災計画及び災害時医療救護活動マニュアル改訂版の修正を行うと共により積極的な助言を行うために、現状の体制（年間の開催日数や川崎市災害医療コーディネーターの人数等）を見直し増大させる必要があると考える。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、災害時医療を本市地域医療の重要事項のひとつに位置づけて、本委員会を附属機関「川崎市地域医療審議会」の部会として再編するとともに、委員（川崎市災害医療コーディネーター）には神奈川県地域災害医療コーディネーターという側面も持たせ、県の研修等にも参画できるように予算措置を行いました。会議の開催日数や災害医療コーディネーターの人数等については、平成 28 年度中に現コーディネーターに意見を聞くとともに、健康福祉局と関係局との間で協議を行っていきます。

7. 災害時要援護者緊急対策事業費（災害救助その他援護事業）

【意見 7-9】 地域支援組織への理解の促進について

〔指摘の要旨〕

市としては、川崎市自主防災組織連絡協議会等の場で、自主防災組織等の地域支援組織に対して本事業の説明を行い、理解を高める努力を行っている。しかし、町内会に入会していない要援護者への訪問など課題も多々あることから、区は地域支援組織に強く訪問を依頼できないなどにより対策に苦慮している。

本事業は、地域における「共助」による避難支援体制づくりを進めていく制度なので、市としては、今後も支援組織への理解の促進を進めることが必要である。

〔措置の内容〕

今後も引き続き、あらゆる機会を捉え、地域支援組織となる自主防災組織等に理解と協力をお願いするとともに、地域における「共助」による避難支援体制づくりを進めていきます。

【意見 7-10】 「災害時要援護者避難支援制度に関する意向調査票」の実効性について

〔指摘の要旨〕

「災害時要援護者避難支援制度に関する意向調査票」は、名簿登録を希望しない方

に返送いただく資料であり、集計結果を集計報告書として作成している。集計報告書によれば回収率の割合は41.3%となっている。今後も同様の調査の際には、回収率の向上に努めることが必要である。

〔措置の内容〕

今後、同様の調査を行う際には、制度の説明や調査の方法を検討し、回答者が回答しやすい調査項目や調査方法とすることで、回収率の向上に努めていきます。

【意見 7-11】 災害時要援護者名簿登録の拡大の可能性について

〔指摘の要旨〕

災害時要援護者を把握するために、現状の範囲は十分か改めて検討する必要がある。

「災害時要援護者緊急対策事業費」では、制度登録の重点勧奨対象者の範囲を要介護度3から5もしくは、1級から3級の身体障害者手帳保有者としているが、この条件で災害時要援護者をカバーしきれていないのではないかと考えられるからである。

〔措置の内容〕

災害時要援護者緊急対策事業における登録勧奨対象者は、有事の際に自力での避難が難しい方という考えのもと、要介護度3から5の者、もしくは、1級から3級の身体障害者手帳保有者（内部障害を除く）としています。

よって、現在のところ、対象者の範囲は十分と考えていますが、本市においても超高齢社会が到来するなど、今後も社会状況は大きな変化が見込まれていますので、更なる避難支援体制強化に向け、避難所等で安否確認の利用等に用いるため、区で保管している災害時要援護者と想定される方の名簿掲載対象者の範囲の拡大について、他都市の状況等も鑑み、今後、平成28年度中を目途に検討を進めるよう努めていきます。

8. 社会福祉施設等災害時無線機器設置事業費（災害救助その他援護事業）

【意見 7-12】 事業の有効性について（試験の立会結果）

〔指摘の要旨〕

設備の配備等に関する事業の有効性は、設備を配備しただけでは十分ではない。設備の配備に加え、当該設備を十分に使いこなせるようにしなければならない。受信感度といった設備そのものの問題や操作方法といった運用上の問題については、引き続き解決への努力が必要である。

〔措置の内容〕

設備の配備等に関する事業の有効性の確保に向けては、毎年、配置している施設との訓練を実施していますが、受信感度が十分でない機器が生じた場合は、修繕や外部アンテナの設置などの必要な措置を講じていきます。なお、今回の監査において受信感度が十分でなかった区役所等については、修繕を行い、電波状況を改善しました。また、操作方法などについては、今後も定期的に通信試験を行うとともに、その都度、操作方法について周知及び確認を行っていきます。

【意見 7-13】 保管管理方法の明確化について

〔指摘の要旨〕

防災用無線の一斉通信試験の中で通信状況や機器操作の確認を行っているが、機器操作マニュアル以外の防災用無線機の日常の管理・保管方法について、ルールを明文化したマニュアル等は定められていないことから作成周知が望まれる。

〔措置の内容〕

機器操作マニュアル以外の、保守・管理にかかる説明書（マニュアル）を作成し、全対象施設に対し、平成 28 年 12 月に配付・周知を行いました。

9. ひとり暮らし等高齢者見守り事業

【意見 7-14】 調査結果の有効活用について

〔指摘の要旨〕

ひとり暮らし等高齢者実態調査について、調査対象者件数 46,746 件のうち、未回収は 2,153 件、未回収率（未回収件数／調査対象者件数）は 5.0%であり、僅少な件数ではない。今後、未回収者を減らすように追加調査を行うことが必要であろう。また、住民票を川崎市に移していない介護保険未利用者は調査漏れとなっているので十分な対応を図る必要がある。

ひとり暮らし等高齢者実態調査に係る調査結果の利用方法については、区役所高齢・障害課のみが調査結果にアクセス・利用できる状況となっている。事業対象者（見守り対象者）243 名に、現状では防災の視点で何等かの対応を行う計画はないが、このような方々を如何に援護するかは重要なので、防災の視点での検討も必要である。つまり、事業が有効かどうかは、調査結果を如何に活用するかである。

〔措置の内容〕

ひとり暮らし等高齢者実態調査につきましては、現段階で自立しているなど介護保険等サービスを利用していない 75 歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯を対象としており、3 年ごとに全数調査を実施し、平成 29 年度には全ての対象者に対して調査を行います。

また、防災の視点から調査結果を有効活用し、見守り対象者のうち、該当する対象者に対し災害時要援護者避難支援制度への登録勧奨を行っています。当該制度は、災害時に自力で避難することが困難な在宅の高齢者等を登録する制度となっていることから、実態調査時に災害時要援護者避難支援制度のチラシを渡し、周知しているほか、定期的に見守り活動を行う民生委員が当該支援制度の対象者として該当すると判断される場合には、積極的に登録を勧めるよう対応しているところです。

なお、住民登録のない方につきましては、民生委員や地域見守りネットワークの協力事業者等、地域からの情報により対応を図っているところです。

【意見 7-15】 「災害時要援護者緊急対策事業費」と「ひとり暮らし等高齢者実態調査」について

〔指摘の要旨〕

「災害時要援護者緊急対策事業費」と「ひとり暮らし等高齢者実態調査」の調査対象者は重複していないことも多い。見守り対象者には、災害時要援護者避難支援制度の名簿登録をしていないのであれば、登録条件に該当する場合は、名簿登録の本人の

同意を求めていく必要がある。少なくとも、現状では「ひとり暮らし等高齢者実態調査」には防災の視点がないことから、防災の点からも調査結果を活用する必要がある。

〔措置の内容〕

ひとり暮らし等高齢者実態調査結果による見守り対象者につきましては、民生委員が定期的に見守り活動を行っているところです。また、災害時要援護者避難支援制度は、災害時に自力で避難することが困難な在宅の高齢者等を登録する制度となっており、実態調査時に支援制度のチラシを渡し、周知しているほか、災害時要援護者避難支援制度への対象者として該当する場合には、積極的に登録を勧めるよう対応しているところです。

第8 まちづくり局

1. 高層集合住宅震災対策指導事業費（高層集合住宅の震災対策施設整備推進事業）

【意見 8-1】 整備基準適合証の交付実績について

〔指摘の要旨〕

整備基準適合証の交付は、平成 24 年 7 月 1 日から開始された事業であるが、要綱の対象となる高層集合住宅の総数からすると、現時点の実績 22 枚は低い。

震災によりライフラインが停止した場合においても、高層階に居住する市民が安心して暮らすことができる住環境を形成するために、防災備蓄スペースと防災対応トイレの設置を促すことの有用性はあると考えられることから、今後、以上の現状を踏まえ震災対策用施設の設置を誘導する取組が必要である。

〔措置の内容〕

震災対策用施設（防災備蓄スペース、防災対応トイレ）の設置について、平成 28 年 2 月より、「川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」に基づく手続等の機会を捉えて、専用パンフレット等を活用して要綱の主旨（実際の居住者に対する震災時の有用性）の説明、事業者へのメリット（市ホームページでの公表、資産価値向上の可能性）の説明、技術的なアドバイス等により、整備基準に適合するよう誘導を徹底しています。また、既存建築物等で整備基準に適合させることが困難な場合においても、平成 28 年 2 月より、防災備蓄スペースか防災対応トイレのどちらかだけでも可能な限り設置するよう誘導を徹底しています。

【意見 8-2】 整備基準適合証の在庫管理について

〔指摘の要旨〕

平成 27 年 10 月 22 日現在の累積使用数は 22 枚であるが、現在の在庫数は 59 枚となっており、在庫過剰といえる。また、平成 25 年度末時点の在庫数は 33 枚で、累積使用枚数 22 枚を賄える計算となる。

一度に多くの枚数を作成することにより、作成に係る費用を抑えることができるため、今後は、在庫数を加味しながら、整備基準適合証を作成するなど、在庫管理を適切に行う必要がある。

〔措置の内容〕

平成 28 年 12 月 1 日現在の在庫数は、48 枚となっています。平成 28 年度以降の作成につきましては、これまでの適合証使用枚数（平成 25 年度：3 枚、平成 26 年度：13 枚、平成 27 年度：13 枚、平成 28 年度（平成 28 年 12 月 1 日時点）：4 枚）の傾向を参考に今後の使用予定枚数を見極めながら、在庫がなくなり次第、整備基準適合証を作成していきます。

2. 密集住宅市街地整備促進事業補助金（密集住宅市街地整備促進事業）

【意見 8-3】 補助金の交付実績について

〔指摘の要旨〕

密集住宅市街地整備促進事業、住宅不燃化促進事業、区画道路拡幅促進事業、区画道路寄附促進事業における補助金の交付実績は事業によっては交付実績がない年度もあるなど、いずれも交付実績が著しく低い。重点密集市街地の改善を推進するために補助制度を設けたものの、交付実績が低く補助効果である重点密集市街地の改善に十分に結びついていない。

住宅不燃化促進事業については、平成 28 年度末をもって補助制度の見直しをすることになっており、また、区画道路寄附促進事業についても、平成 28 年度末をもって補助制度の見直しをすることになっているが、この見直しを契機として、今後の重点密集市街地の改善を推進するための取り組みについては、根本的な見直しが必要である。

〔措置の内容〕

これまでは、耐火性能の高い建築物への建替えに対して補助金を交付する誘導施策によって密集市街地の改善を促進してきたところですが、現行法令のもとでは、戸建 2 階建等の小規模建築物は耐火性能強化の適用外となっているため、延焼防止効果が低い構造での新築が依然として継続していることが大きな課題となっていました。

そこで、平成 28 年 3 月に「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針」を策定し、小規模の老朽木造建築物が密集した住宅地という地域特性を踏まえた対策として、小規模建築物も含めた地域単位の建築物の不燃化を義務付けする「新たな防火規制条例の制定」と、老朽住宅の解体や新築工事に向けた地域住民の経済的負担にも配慮した「補助制度の拡充」の両輪で推進することを柱としながら、地域住民への丁寧な啓発や専門家による個別相談などといったソフト面にも取り組んでいく新たな密集市街地の改善事業を平成 29 年 4 月から展開できるよう、事前調整を進めていきます。

【意見 8-4】 今後の密集市街地の改善に向けて

〔指摘の要旨〕

概要で述べたとおり、市では、重点密集市街地の改善の指標として、不燃領域率を 40%以上とすることを目標としてきたが、平成 26 年度末時点で、幸町 3 丁目地区が 34.9%、小田 2・3 丁目地区が 38.0%であり、40%に満たない。

つまり、地震時などの災害に対して防災上の課題が残ったままであり、引き続き改善に向けて取り組んでいく必要がある。しかし、平成 20 年度以降の不燃領域率の推

移では、補完法による単純計算によっても、不燃領域率 40%以上となるのに、あと 7 年以上要することとなる。これでは、効果的な取組みとはいえない。

したがって、今後の密集市街地の改善に向けては、これまでの取り組みを根本的に見直し、新たな密集市街地の改善施策を検討していく必要がある。なお、重点密集市街地以外にも、火災の延焼危険性の高い地域が存在すると思われることから、対象地区についても、改めて選定する必要がある。

〔措置の内容〕

大規模地震の切迫性が一層高まる中、これまでの取組の課題を踏まえながら、規制強化と補助拡充の両輪で建築物の不燃化を従来よりも迅速に実現すべく、「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針」を平成 28 年 3 月に策定しました。

この新たな方針では、コンピューター技術等の最新の知見を取り入れた即地的な被害予測をもとに、改めて人的・物的被害が大きく重点的な対策を講じるべき地区を再選定した結果、従来の重点密集市街地を包含した、より広い範囲へと対象区域を拡大することとしています。

この課題地区においては、小規模の老朽木造建築物が密集した住宅地という地域特性を踏まえた対策として、小規模建築物も含めた地域単位の建築物の不燃化を義務付けする「新たな防火規制条例の制定」と、老朽住宅の解体や新築工事に向けた地域住民の経済的負担にも配慮した「補助制度の拡充」の両輪で推進することを柱としながら、地域住民への丁寧な啓発や専門家による個別相談などといったソフト面にも取り組んでいく新たな密集市街地の改善事業を講じていく方針としています。

この方針に基づき、今後は、今年度中に候補地区における住民説明会の開催や意見募集等の手続を経て最終的な地区の指定を行い、平成 29 年 4 月から耐火性能の高い準耐火建築物等への建替え補助に加えて、新たに老朽建築物の除却補助の創設や民有地を活用した防災空地の創出などといった密集市街地の改善事業の強化が実施できるよう、事前調整を進めていきます。

3. 民間マンション耐震対策事業費（民間マンション耐震対策事業）

【意見 8-5】 予備診断等の実績について

〔指摘の要旨〕

地震による分譲マンションの倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりを推進するためには、市は、予備診断等の実績を向上させる必要があり、これまで以上に、地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上を図るとともに耐震改修の推進を図る必要がある。

〔措置の内容〕

予備診断の実施を促進するため、平成 28 年 6 月に、予備診断未実施の分譲マンション管理組合あて、実施を促す文書を送付しました。

4. 木造住宅耐震改修助成金（建築物防災対策事業）

【意見 8-6】 完了報告書の記載の徹底について

〔指摘の要旨〕

申請区分（非課税または一般）により、助成金の額及び助成金交付申請書に添付する書類が異なるが非課税世帯の完了報告書（第6号様式）を任意に確認したところ、（□非課税世帯であることに申請時と相違ありません）のチェックが入っていなかったため、今後、記載の徹底を図る必要がある。

〔措置の内容〕

木造住宅の「耐震診断士派遣制度」並びに「耐震改修助成制度」では、市が主催する講習会を受講した建築士等を『耐震診断士』又は『耐震改修施工者』として登録し、この登録者のみが各種業務を行える登録制度を設けています。

完了報告書は、申請者に代わって耐震診断士が作成していることから、当該耐震診断士を対象とした、木造住宅耐震診断委員会の全体会議（耐震診断の制度概要や実務内容、注意点等に関する説明会）を平成28年6月6日に開催し、記載の徹底を図るよう周知を行いました。

あわせて、完了報告書受領時に当該記載について確認することを徹底しました。

5. 狭あい道路対策事業費（狭あい道路対策事業）

【意見8-7】 未着手の舗装整備工事の解消について

〔指摘の要旨〕

狭あい道路舗装整備工事について、現状は予算の都合上、申請を受け付けてから工事着手に至るまでに2年～3年かかっている状況である。狭あい道路の解消は、防災上早急に対応すべき課題であり、未着手の期間を短縮する取り組みを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

平成28年度は平成27年度の約1.2倍の予算を確保し、未着手の期間が長いものから順に工事を実施しており、今後も継続して未着手の期間及び件数の縮減に取り組んでいきます。また、工事・監理委託の契約時期につきましても、例年の6月から平成28年度は4月に前倒しし、工期の確保とともに早期着手に取り組んでいます。

【意見8-8】 要綱上の位置づけについて

〔指摘の要旨〕

狭あい道路拡幅整備は、災害時の避難や火災時の消火活動における支障を取り除くことも重要な事業目的としている。したがって、防災目的が明確化されていない「狭あい道路拡幅整備要綱」上においても、防災面の目的をより明確化することが望ましい。

〔措置の内容〕

本要綱は、建築基準法で規定されていない「狭あい道路の拡幅整備の促進」により、後退用地への門扉の再設置等の違法行為を抑制することで、「地域の生活環境の改善と、安全で住み良いまちづくりを促進する」ことを目的として昭和63年に制定したものです。しかし、近年頻発する自然災害や切迫性の高い大地震等を背景に、平成27年3月に『防災都市づくり基本計画』、平成28年3月に『密集市街地の改善に向けた新

たな取組方針』が制定されており、本要綱は防災面の目的の明確化のほかにも、整備対象や助成内容についても見直す必要があるため、それらも含めて、平成 30 年度を目途に要綱を改定するよう努めていきます。

6. 狭あい道路拡幅整備助成金（狭あい道路対策事業）

【意見 8-9】 未交付の助成金の解消について

〔指摘の要旨〕

助成金が未交付となっている理由としては、除却工事完了届の提出待ちをはじめ、寄附手続き完了の確認の遅れ、書類不備の訂正待ち等がある。これらについて、市は、書類提出をただ待つのではなく、申請者に直接問い合わせを行うなど書類提出を促す必要がある。また、まちづくり局と建設緑政局で連絡を取り合うことで事務手続きが滞ることがないように努めるべきである。そのほか、他の業務で現場近くに赴く機会を利用して、現地の状況を把握することも一つの方法である。

〔措置の内容〕

助成金が未交付となっている案件については、平成 27 年度に全件の書類及び現地の現状把握を行い、除却工事完了届の提出待ちや書類不備の訂正待ち等の案件については、申請者若しくは代理者に連絡をし書類提出を促しました。また、寄附手続き完了待ちの案件については、既に寄附が完了していることが確認できたことから 2 件に対して助成金の交付を行いました。なお、今後寄附手続き完了の確認に遅れが生じないように、まちづくり局と建設緑政局の連絡体制の強化を図るために会議を行い方針を定めました。

助成金の交付申請については、申請から支払いまで一定の期間を要するため、課題や担当者をまとめた進捗管理表を作成するとともに、積極的に市から申請者等に問い合わせをするなど事務の進捗が滞ることがないように努めていきます。

7. ハザードマップ製作事業費（宅地防災対策事業）

【意見 8-10】 有効性ある土砂災害ハザードマップに関する説明会の実施について

〔指摘の要旨〕

説明会参加者が、避難区域数、区域内の世帯数と比べ少ないため、参加者数を増やす努力が必要である。また、説明会において直近で発生した台風等の状況など具体的な説明が行われることも意義があるのではないだろうか。

〔措置の内容〕

平成 28 年度の説明会開催にあたっては、報道機関への情報提供、HP への掲載や関係各課の窓口での周知など、従来行っていた取組に加えて、各区の地元自主防災組織に対する説明会のパンフレットの郵送などにより周知の徹底を図りました。

また、説明内容については、今年度発令した避難準備情報や避難勧告の事例や、熊本地震における擁壁等の災害事例を取り入れるなど、更なる充実を図りました。

第 9 建設緑政局

1. 総論

【意見 9-1】 事業概要における防災対策の位置付けについて

〔指摘の要旨〕

「2014年川崎市建設緑政局事業概要」において、市は、公園緑地について「災害発生時に避難地、救護活動地点となりうる公園緑地を増やすことや機能の充実が求められて」と記載している。実際に市は複数の公園で公園防災機能向上のための事業を実施している。また、道路事業に関して、「新たな道路整備プログラムを策定」と記載されており、市は当該プログラムに沿って橋りょう等の耐震対策を実施している。このため、事業概要は実施した事業について記載するにも関わらず、実施した事業が明確になっておらず、地域防災計画との関係付けが明確になっていない。よって市は地域防災計画や道路整備プログラムとの関連付けを事業概要において明確にする必要がある。

〔措置の内容〕

平成28年11月に発行した「2016年川崎市建設緑政局事業概要」に建設緑政局防災計画の項目を掲載し、その中で地域防災計画や道路整備プログラムとの関連付けを明確にしました。

【意見 9-2】 個別防災計画の策定の必要性

〔指摘の要旨〕

川崎市地域防災計画では、各災害対策編の第1部において、「この計画で業務を定められた防災関連機関等は、業務大綱に基づく防災計画の策定に努めるものとする」としている。建設緑政局は防災関連機関等に該当するため、中期計画等において、個別防災計画に代わる計画を策定することが望まれる。

〔措置の内容〕

予防、初動、応急対策の実施に関する計画として、「建設緑政局防災計画」を平成27年3月に策定しました。

2. 耐震対策等橋りょう整備事業費（耐震対策等橋りょう整備事業）

【意見 9-3】 鹿島田跨線橋橋梁耐震工事に関する平成26年度協定

〔指摘の要旨〕

当該工事は、日本貨物鉄道株式会社に委託しているが、工事の負担額については、事業者の提示した金額を協定価格とし、工事終了後に事業者から工事費精算額調書を受取って清算している。しかしながら日本貨物鉄道株式会社から知らされる協定価格の内訳は下請け業者毎に支払う工事代金の総額と日本貨物鉄道株式会社の管理手数料のみとなっていることから、あらかじめ合意された工事単価により協定額や精算額を算定する必要がある。そのうえで、日本貨物鉄道株式会社の使用する工事単価や一般管理費等について、市の単価との差を把握し、内容を検証し、市の使用する工事費用の計算の乖離率を把握し、市民に説明できるようにしておく必要がある。

〔措置の内容〕

鉄道工事は、安全・安定輸送の確保の観点から、市が施工する一般土木工事とは異なり、線路閉鎖に伴う保安要員の配置や作業する時間帯が限られるなど、鉄道特有の

制約があるため、本市では工事費の積算をすることができません。しかしながら、協定締結の際には、比較可能な工種の労務単価や材料単価等を精査し、市の単価と大きな乖離がないことを確認するなど、適正な工事費の算定に努めているところです。

一方、精算時には、鉄道事業者からの工事費精算額調書により金額を確定していますが、実際の線路の一時閉鎖時間や保安体制は作業内容によって変わることも多く、現状、これらを一般土木工事と比較、検証することは困難な状況であるため、今後、鉄道事業者との協議のなかで、積算根拠となり得る必要な資料を求めるなど、工事精算額調書の内容把握に努めていきます。

第10 港湾局

1. 総論

【意見 10-1】 各事業と地域防災計画の連動性

〔指摘の要旨〕

港湾整備は広範に及ぶため、優先順位、予算額の制約、国との関係が重要となる。特に岸壁については、岸壁の性能により国の直轄事業となるものもあるため、市の方針だけでは整備が進められないものもあることから、長期的な計画に沿って事業を進めていくことが必要となる。また、市全体で進めている地域防災計画について、実際の事業との間に不整合や進捗に差が生じている場合には、事業の優先順位への配慮と、地域防災計画の見直し等への働きかけなど、地域防災計画と実際の事業との連動性への配慮が重要となる。

今後とも、長期的な事業計画と、実際の事業の進捗状況、地域防災計画との連動性に配慮した事務を実施されたい。

〔措置の内容〕

国予算額の認承減により、直轄事業、補助事業及び社会資本整備総合交付金事業の進捗状況に影響が生じていますが、優先順位に配慮の上、事業を進めています。今後とも予算確保に向け国へ働きかけるとともに、事業計画と事業の進捗状況を見据え、地域防災計画との連動性に配慮しながら、事業を実施していきます。

2. 港湾改修事業（国際戦略港湾）費

【意見 10-2】 検潮所移設工事

〔指摘の要旨〕

千鳥町7号岸壁附帯施設整備工事については、平成27年10月時点では未契約となっている。これは、検潮所内に設置されている潮位観測設備の移設等に特段の配慮をする必要があることから、積算・設計に反映させたものの、入札が過去2回不調となっている（平成26年12月、平成27年1月）ことによるものであるが、この移設が完了しないことには千鳥町7号岸壁の改修工事（既設岸壁の撤去・新築）が行えない状況にある。

改修工事（既設岸壁の撤去）は平成28年度下期に開始する予定であるため、岸壁工事を予定通り開始するには、移設を速やかに完了する必要がある。

〔措置の内容〕

検潮所の移設を行う工事については、平成 27 年 11 月に契約となり平成 28 年 3 月に移設が完了しました。

【意見 10-3】 陸閘整備と防潮堤統合スロープ整備

〔指摘の要旨〕

陸閘は高潮警戒時に、陸閘使用者である民間企業に陸閘の閉鎖を依頼し、角落とし式あるいは引き戸式により閉鎖を行い、内陸部への浸水を防護するものであるが、高潮警戒時のたびに、人手によって閉鎖を行うことから、負担を伴うものである。このため、平成 26 年度の事業の中には、従来の角落とし式から負担の少ない引き戸式に変更を行う委託を 1 件と工事を 2 件行っているが、それぞれ 10 百万円、29 百万円、41 百万円が支出されている。

一方で、構造上も通用の便宜を考慮しても、陸閘開口部を防潮堤と統合しスロープを設置可能なものがあり、平成 26 年度にスロープへ改良するための設計を行った事例がある。支出額は 3 百万円であった。

市の負担額からも、陸閘使用者の負担軽減面からも、構造上、あるいは通用の便宜を考慮しても、陸閘開口部を防潮堤と統合しスロープを設置可能な箇所については、スロープ設置に変更していくことが望ましい。

〔措置の内容〕

陸閘閉鎖作業員の負担軽減面から、従来の角落し式から引き戸式等へ閉鎖方式を変更しており、平成 27 年度までに、7 箇所の改良工事が完了しています。今後も引き続き、角落し式から引き戸式等への改良工事を実施していきます。

また、スロープへの改良が構造上可能な箇所については、今後も引き続き、改良工事を実施していきます。

第 1 1 教育委員会

2. 児童生徒安全情報配信事業費（学校安全事業）

【意見 11-1】 契約価格の決定方法について

〔指摘の要旨〕

特命随意契約により契約を締結しており、契約価格の決定にあたり、事業者の親会社が提示した見積価格をそのまま契約価格としている。特命随意契約については特にその理由の明確性が求められるため、契約理由の明確性について改めて検討が必要である。

〔措置の内容〕

情報配信システムの構築及びサーバの運用管理は N E C ネクサスソリューションズ株式会社（以下「ネクサス社」といいます。）が行っており、システム構築時には本市向けに個別にカスタマイズしていることから、システムの運用管理や障害発生時の対応が可能な業者が他にはいない状況となっています。

また、特命随意契約に当たっては、契約相手方のネクサス社から見積書の提出を受け、契約価格を決定しています。

なお、当該システムについては導入から 10 年近く経っており、システムの再構築を

検討しています。新システムの導入に当たっては、競争入札、プロポーザル等で事業者を選定することを検討し、競争性の確保に努めていきます。

第12 上下水道局

2. 水道事業の危機管理対策（水道事業の危機管理対策）

【意見 12-1】 一般競争入札の必要性

〔指摘の要旨〕

災害対策用応急袋（10 リットル）平成 26 年度購入分の契約にあたっては、市内事業者による指名競争入札が実施されている。災害対策用応急袋は規格製品に川崎市のマークを印刷したものである。特に多くの市内業者に参加の機会を与える必要がある案件については、一般競争入札により執行が望まれる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度の購入分は、一般競争入札（公告日：平成 27 年 12 月 8 日、入札日：平成 28 年 1 月 7 日、契約日：平成 28 年 1 月 7 日）で執行したところです。今後も、多くの市内業者に参加の機会を設ける必要があると見込まれる案件につきましては、財政局及び上下水道局とで連携を図りながら、一般競争入札で執行していきます。

【意見 12-2】 応急給水訓練等の推進について

〔指摘の要旨〕

市は、応急給水訓練等について、地域の自主防災組織や避難所運営会議などで当該事業の PR を行っており、平成 26 年度の実施回数は 23 回となっている。当該事業の実施は各団体の意向によるところが多いが、地域住民へ応急給水拠点の認知度を高め、災害時の給水活動への協力を促進するためにも、さらに積極的に PR を推進し、市として、より多くの応急給水訓練等が実施されることが望まれる。

〔措置の内容〕

地域の自主防災組織や避難所運営会議などでの当該事業の広報に加え、広報紙「かわさきの上下水道」（平成 28 年 3 月発行）及び上下水道局ウェブサイトにも広報記事を掲載しました。また、平成 28 年 9 月放送の FMかわさき「我が家の危機管理」において、応急給水訓練の実施について PR を実施しました。

今後も各種広報を積極的に推進して応急給水訓練等の開催につなげ、地域住民への応急給水拠点の認知度向上と、災害時の給水活動への協力の促進に努めていきます。

第13 区役所

2. 過去の災害（ふりかえりと今後の課題）

【意見 13-1】 避難所運営マニュアルの整備

〔指摘の要旨〕

今後早急に避難所ごとの洪水土砂災害用のマニュアルの整備が求められるところである。

なお、地震災害と洪水土砂災害では開設の手順が異なるため 2 種類のマニュアルの整備を進めているが、これは、避難所を運営している避難所運営会議に過度の負担を

強い可能性があることも事実である。マニュアル作成にあたっては市による十分なサポートが必要である。

〔措置の内容〕

平成 27 年 9 月の台風時の対応を踏まえ、洪水・土砂災害用避難所運営マニュアル作成指針を改定し、平成 28 年 3 月の会議において、各区危機管理担当にマニュアルの整備促進を依頼しました。

今後も必要に応じて指針等の改定などを通じ、避難所運営会議で行うマニュアル作成や改定の支援を進めていきます。

【意見 13-2】 動員配備基準の変更について

〔指摘の要旨〕

平成 27 年度当初に動員配備基準が変更され、種別ごとに何%といった定量的な基準がなくなった。しかしながら、半年程度経過しても当該変更については市民に公表されていない。本来であれば、地域防災計画の更新・公表に時間がかかるのであれば、重要な変更箇所だけでも取り上げて適時に変更部分を公表することが望ましい。

また、各区の災害対策本部が作成している「職員行動マニュアル」も配備基準の変更は更新されていないので、早急な修正が必要である。

〔措置の内容〕

平成 28 年 3 月に地域防災計画を修正し、その中で新たな動員配備基準を公表しました。また、これに伴い、各区における「職員行動マニュアル」についても随時、更新するよう各区危機管理担当へ依頼しました。

今後、市民に公表すべき重要な変更を行った場合には、適時に公表していきます。

【意見 13-3】 動員発令と実際の動員について

〔指摘の要旨〕

動員配備基準の内容の変更については、各区で概ね認識されていたが、今回のヒアリングを通じて、総務局危機管理室と区、あるいは区間で「区の判断」の意味について温度差があるのではないかとの印象を持った。また、区に判断を委ねられることの結果責任の所在の不明確さも感じた。危機管理室や各区との間で「区の判断」についての認識をできるだけ統一させるとともに、訓練や動員の実施を積み重ねて「区の判断」が自信を持って行えるようにする必要がある。

また、危機管理室としては、より現場に近い各区に動員体制の判断を任せることとしており、各区は災害対応時に制約なく職員を動員できる代わりに事後的に説明責任を果たす必要がある、危機管理室は災害対応についての過去の災害の振り返りと各区へのフィードバックを、責任を持って行う必要がある。

〔措置の内容〕

危機管理室及び各区危機管理担当の間で、動員に当たっての区の判断について再確認し、認識の統一を図りました。

また、区における判断については、各区において主体的に振り返りを行い経験値として蓄積するとともに、危機管理室との振り返りを共有する場を活用することにより、

よりの確な対応が図られるよう努めます。

【意見 13-4】 避難勧告・避難指示と避難所開設の時期について

〔指摘の要旨〕

広島土砂災害の教訓を活かし、避難勧告の発令と避難所の開設はタイミングを分けることとしているが、これについて全区での認識が統一されていなかった。

改めて、避難勧告発令と避難所開設のタイミングについて周知することが必要である。

〔措置の内容〕

危機管理室及び各区危機管理担当の間で、避難勧告の発令と避難所開設のタイミングについて再確認し、認識の統一を図りました。

【意見 13-5】 避難勧告の時期について

〔指摘の要旨〕

避難勧告について、適時の発令や発令単位の適正化などを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

土砂災害に関する避難勧告等の発令対象地域について、平成 28 年 3 月に、土砂災害警戒判定メッシュ情報に基づき、区を単位として発令することとし、これにより、より適切なタイミングで避難勧告等を発令することが可能となりました。

【意見 13-6】 避難所の運営について

〔指摘の要旨〕

避難所開設期間が長期に及ぶことも考えられるため、配置方針を明確に決めておくことも検討の余地がある。

また、今後、毎年度起きる可能性のある風水害の場合でも避難所開設に自主防災組織を関与させ、震災時にも慌てずに開設できるようにしておくといった考え方も検討の余地があると考えます。

〔措置の内容〕

避難所開設期間が長期に及ぶ場合に、局等の職員がより迅速に避難所の運営を支援できるよう、あらかじめ避難所ごとに担当局を割り振ることとし、平成 28 年 3 月に動員計画を修正しました。

また、自主防災組織の方々については、風水害時には主に要援護者の支援を担っていただくこととしていますので、避難所開設は引き続き市職員が主に担うこととしますが、関与できる部分については避難所運営会議ごとのマニュアルの中で整理していきます。

4. 各区が実施している防災訓練

【意見 13-7】 防災訓練に関する区間での情報共有

〔指摘の要旨〕

区の訓練情報について積極的に情報共有を図り、有効な訓練については他の区への

導入も検討するなどの姿勢も必要である。

〔措置の内容〕

地域特性を生かした特徴のある訓練等の取組事例について、全区で情報共有を図りました。今後も、それぞれの区においても有効性がある訓練内容については、地域の方とも協議等を行いながら導入に向けた検討を適宜行っていきます。

【意見 13-8】 幸区総合防災訓練

〔指摘の要旨〕

幸区では、年2回、幸区自主防災連絡協議会が中心となり総合訓練を実施しているが、これは区内5地区の輪番制となっており、概ね3年に一度は全ての組織で訓練を実施する仕組みとなっている。この仕組みは、自主防災組織を網羅的に訓練に参加させるものであり評価できる。他の区においても参考にできるものと思われる。

〔措置の内容〕

自主防災組織等での訓練については、組織が小さく単独での実施が困難であったり、訓練を行うためのノウハウを持っていないなど、様々な要因で実施できていない地区もあると認識しています。

多くの住民の方が訓練に参加していただき、防災に関する知識や意識を高めていただくことは重要ですので、各地区で行っている取組事例なども紹介しながら、地域の方々と連携して地域特性に合った訓練実施に向けた働きかけや支援をしていきます。

【意見 13-9】 川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練について

〔指摘の要旨〕

帰宅困難者には情報を求める者、静粛を求める者等様々な要望が出ることとなると思われるが、混乱防止のためには、情報伝達には電気を使用しないホワイトボード等を使用した情報掲示板の設置、電気を使用する無線情報受信と帰宅困難者への通知、特定エリアでテレビラジオ等の公共放送視聴機会提供等が考えられる。

市営バスの臨時運行や臨時水上輸送等、市で対応可能な輸送手段についても、帰宅困難者の解消につながることを期待できるため、想定準備と情報収集体制を確認しておくことが望ましい。

〔措置の内容〕

平成28年度についても、11月に川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練を実施し、帰宅困難者へは、掲示板や河川情報表示板を活用した情報提供等を行いました。

また、市バス等の臨時運行等については、関係部署と検討していますが、より具体的な計画となるよう努めていきます。

【意見 13-10】 津波避難訓練について

〔指摘の要旨〕

本訓練は、実際の避難経路の周知等意義のあるものとなっているが、今後も継続して実施することにより、訓練実施エリアの拡大を図っていくことが必要である。場合によっては、1年間に複数のエリアの津波避難訓練も検討の余地がある。

〔措置の内容〕

津波避難訓練については、継続して実施します。なお、平成 28 年度については、広域的な取組として、エリアを拡大し、11 月に大島地区を対象に津波避難施設となっている学校を 3 か所開設し、津波避難訓練を実施しました。

5. 自主防災組織推進事業（自主防災組織活動助成金）

【意見 13-11】 自主防災組織による防災資器材の購入について

〔指摘の要旨〕

自主防災組織が購入する防災資器材に補助金を交付する本事業は、共助の強化のために重要な事業となるが、「保有防災資器材一覧表」を提出しない場合や、最新の現況に更新せず提出する場合も多い。各区は各区の自主防災組織連絡協議会の各種会議において、今以上に自主防災組織の役割と本事業の意義の周知を図った上で、現況調査を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

現在、補助を受け購入した資器材については、購入時に報告書を提出するとともに、5 年ごとに各自主防災組織に防災資器材の保有状況の調査を実施し把握を行っている。また、自主防災組織の結成時や変更時の届出の際に、保有防災資器材一覧の提出を依頼しています。

今後も、各種会議等を通じ本制度の意義等を周知しながら、各種届出の徹底を図るなどして、現況把握に努めていきます。

【意見 13-12】 自主防災組織による防災訓練について

〔指摘の要旨〕

過去数年の自主防災組織による防災訓練数を確認したが、訓練数は増えていない。1 年間訓練を実施していない団体が多いという状況は変わっていないことから、引き続き、区としては自主防災組織に対して防災訓練の必要性を説明していくことが望まれる。

また、1 年間訓練を実施していない団体に対して、すでに防災訓練を実施している団体との共同での開催を推進することや、幸区が実施しているような年 2 回の総合防災訓練において、単独開催していない自主防災組織への参加を促し、訓練の内容等を習得してもらう試みについては他区も参考になるものと思われる。

〔措置の内容〕

自主防災組織等での訓練については、組織が小さく単独での実施が困難であったり、訓練を行うためのノウハウを持っていないなど、様々な要因で実施できていない地区もあると認識しています。

多くの住民の方が訓練に参加していただき、防災に関する知識や意識を高めていただくことは重要ですので、各地区で行っている取組事例なども紹介しながら、地域の方々と連携して地域特性に合った訓練実施に向けた働きかけや支援をしていきます。

6. その他

【意見 13-13】 区役所における同報系防災行政無線の放送の訓練実施について

〔指摘の要旨〕

総務局危機管理室の職員が区職員を対象として各区役所で操作研修を毎年行っているが、区の担当としては同報系防災行政無線の実施訓練を行ったことがないとのことであった。

統制局で対応できないような事態も想定しておくことが必要であるため、各区の担当者が非常時に操作できるように、訓練を実施しておくことが望ましい。

〔措置の内容〕

危機管理室主催の操作研修や、区行政にかかる放送などを通じて、装置の操作を習熟することにより、防災行政無線の適切な運用に備えます。

また、区単独での緊急放送を想定し、区ごとの訓練の実施を検討します。

【意見 13-14】 自主防災組織の活性化について

〔指摘の要旨〕

自主防災組織では高齢化が進んでおり、組織の活性化は重要な問題である。マンションの自主防災組織では地区防災計画的なものを策定している例もあるとのことである。自主防災組織の組織化率の向上や地区防災計画の策定の推進のため、既存のマンションに対しても自主防災組織の組成を働きかけていくことなどは検討の余地がある。

〔措置の内容〕

自主防災組織については、地域での共助の取組を担う一員として、自主的に組織し活動することを前提としています。既存のマンションに対する自主防災組織の組成の働きかけについては、管理組合との関係などの課題もあることから、個別の状況なども踏まえ、適切な組成に向けた働きかけを行っていきます。

第 1 4 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

3. アクアライン消防活動支援事業

【意見 14-1】 協定書に基づく受入金の財産区分

〔指摘の要旨〕

道路公団からの一括負担金は経済的実態からして会計上、寄付金や補助金等の性格を有しておらず、また、寄付等に必要の手続は実施していないことから、公益法人会計基準注解 6 の要件を満たしていないと考える。

実質的には当該事業は道路公団からの委託であると考えられるため、寄附金を根拠とする振替処理は理論的に無理がある。よって、本来指定正味財産から負債へ戻す必要がある。

なお、現状の会計処理を維持するのであれば、現協定書を見直し、保守等管理事業について、事実上、道路公団つまり現在の東日本高速道路株式会社の責任から離れたことを合意するなどの手続をすることが必要と考える。

公社は公益財団法人移行時の前後で公社の事業に何ら変動はないにもかかわらず長期前受金及び評価損の指定正味財産への振替え処理を行ったものであるのだから、当該会計処理を行った必要性和、その時期の適時性について、再度整理する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 18 年度に満期保有目的債券を認識不足により満期前に売買したこと、更には、現会計基準に基づく時価評価により仕組債に評価損が発生し、平成 21 年度決算において債務超過となりました。

同時期に公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、川崎市出資法人も公益法人化への移行事務を進めることとなり、内閣府公益認定委員会、神奈川県公益相談会、公益財団法人公益法人協会及び公認会計士等の指導を仰ぐ中、債務超過の解消が必要となり、会計処理の適正化を進める段階で、財産区分の変更方針を固めました。

その際、現事業主の N E X C O 東日本に協定書の変更を願い出るも提供側にその意思は無く、弊社に一任との回答から、状況を関係所管局及び議会説明するとともに、理事会・評議員会の審議を得たうえ指定正味財産として区分変更を行い、公益財団法人移行認定申請を提出し、平成 25 年 4 月 1 日に認定の決定を受けているものです。

今後も現状の会計処理を適正に継続し資金管理の徹底に努めていきます。

【意見 14-2】 消防用車両資機材の日々点検の問題点

〔指摘の要旨〕

棚卸リストと現物を確認したところ、いくつかの資機材で不突合が見受けられた。

その原因として、棚卸リストは場所別に記載されておらず、どこに何があるかが直ちにわからない状況にあること、現物確認を記録した証跡（チェックマーク）を残していないため後で確認することが困難なことなどが挙げられる。

消防活動用車両及び搭載資機材の現物管理は最重要事項であることから、日々の管理業務はもちろんのこと、決算時点での棚卸手続を正確に実施する必要がある。

〔措置の内容〕

消防活動車両及び資機材の現物管理については、車両積載資機材概要表を平成 28 年 3 月に作成し、各車両及び資機材の保管場所を明確にするとともに、点検管理の徹底を図りました。

また、現物確認の際に証跡を残すなど、棚卸手続きを正確に行い、財産管理の一層の適正化に努めるよう指導していきます。

【意見 14-3】 管理の在り方

〔指摘の要旨〕

公社は、40 年間にわたり、消防活動用車両及び搭載資機材の維持管理を実施することになるため、これらの更新投資を計画的効率的に実施することが求められる。

しかしながら、計画的な更新投資計画はないため、現状では管理が不十分と言わざるを得ず、資産管理と更新投資の可視化を行う必要がある。

〔措置の内容〕

消防活動用車両及び資機材の管理については、関係業者の示す耐用年数及び関係消防本部の示す耐用年数を参考にして、平成 28 年 4 月から、6 か年の更新整備計画を作成しました。

本更新整備計画に基づき、資機材管理の強化と資金管理の徹底に努めるよう指導し

ていきます。

【意見 14-4】 過去の事件を検証することによる有効性の検証

〔指摘の要旨〕

平成 25 年 11 月 26 日に発生した事故においては、人員搬送車は何ら問題なく稼働しており、アクアライン消防活動支援事業の有効性が確認できる事例となっている。

公社内において、当該事故の顛末を記載した文書は残されていないが、保守等管理事業そのものの有効性を検証する有用な事例なので、今後事故が発生した場合には文書で残すとともに、場合によってはその後の管理のあり方に活かす姿勢が必要である。

〔措置の内容〕

保守等管理事業については、平成 9 年の協定締結当初から車両点検運用日誌の各点検項目に基づき、特異事案等の発生を含め毎日記録するとともに、週 1 回の結果報告を受け管理の徹底を図っていますが、今後は、運用日誌への確実な記載と、災害経過記録の添付について周知徹底し、事例検証等の活用に努めるよう指導していきます。

4. その他の事業

【意見 14-5】 防火講習事業の普及

〔指摘の要旨〕

防火及び防災管理講習事業を主たる自主事業として位置付けるのであれば、戦略のひとつとして積極的な情報収集により潜在的な受講者がどれくらいおり、どの受講者を対象にするかなど、防災協会や消防局と情報連携して受講者を市場に見立てたマーケティングを実施するとともに、収益性を向上させる具体的な中長期計画を策定することが必要と考える。

また、公社のホームページでは、防火対象物点検資格者講習会の本講習、再講習とも平成 27 年度の情報が更新されていないなど、ホームページ情報を速やかに改善する必要がある。

〔措置の内容〕

(一財) 日本防火・防災協会及び(一財) 日本消防設備安全センターから受託している各種講習事業においては、県内・県外を問わず受講申請を受け付けることなどから、予めの受講者数を把握することは難しいため、募集人員の算定については、前年度実績を含め会場の収容人員等により算出しています。

年間の数値目標は、募集人員×実施回数としており、また、収支計画については、募集人員×受講料で算出し予算に反映していますが、ご意見を踏まえ、安定した収益を確保するための方策として、平成 27 年度末から、消防局等関係機関と情報連携を図り、毎年実施される防火対象物の立入検査における防火・防災管理者の未選任対象数に応じて、市民を優先した企業講習の開催を積極的に導入するなど講習事業の強化を図りました。

また、ホームページの情報更新については、平成 28 年 1 月に専門業者と委託契約を締結し、リアルタイムな情報公開の強化を図りました。

【意見 14-6】 消防用設備等の点検と防火診断事業の縮小に合わせた職員の転用

〔指摘の要旨〕

消防用設備等点検業務は平成 28 年度に完全撤退することとしているが、事業課の職員のうち同業務に従事していた一定人数は、当該事業縮小に併せて主たる事業となる防火及び防災管理講習事業や防災コンサルティングなどの事業への配置転換を含めた検討を行う必要がある。

〔措置の内容〕

消防用設備等点検業務は、理事会・評議員会の承認を得て、平成 28 年 3 月末日で廃止しました。

これに伴い同業務に従事していた事業課職員につきましては、他の講習事業や応急手当普及啓発事業及び地震体験車による防災意識の普及啓発事業等に従事させることとしました。あわせて、臨時職員等の減員による人件費の削減に努めるよう指導していきます。

【意見 14-7】 消防用設備等の点検と防火診断における再委託

〔指摘の要旨〕

川崎市立小学校 B ブロックの点検業務は、再委託率が高くなっており、「一括」又は「大部分」の委託には該当しないとしても、市は契約当事者として状況を把握しておく必要がある。

なお、点検業務自体は、平成 28 年度から完全撤退することとなっているが、これに限らず今後市と公社との契約の際には、留意が必要である。

〔措置の内容〕

消防用設備等点検業務については、理事会・評議員会の承認を得て、平成 28 年 3 月末日で廃止しました。本件以外の川崎市と公社との契約においても、川崎市契約規則を遵守し適正な契約事務の継続に努めていきます。

5. 役員、職員の状況

【意見 14-8】 監事について

〔指摘の要旨〕

監査は年 1 回決算時のみとなっており、業務経験のない場合は業務監査の実施への影響が危惧されることから会計監査と業務監査の実施体制と頻度を見直す必要がある。

〔措置の内容〕

監査については、公社定款に定める年 2 回の定例会議等の機会を活用した方法に変更する方向で、平成 29 年度実施を目処に検討を進めていくことを確認しました。

【意見 14-9】 主体性のある決算書の作成及び報告

〔指摘の要旨〕

現状においては、決算書作成業務を外部に委託している。本公社の場合、事務局長が最終的に決算内容を理解した上で、決算報告を行っているということから、結果的に特に問題となっていないが、今後事務局長の交代等があった場合、必ずしも決算業

務が引き継がれない可能性もある。この点、決算業務に関してもプロパーの雇用により対応することも検討の余地がある。

〔措置の内容〕

決算業務等に関する会計事務全般については、発足当初から会計事務所と委託契約を締結し、内部事情にも精通していることから、今後も厳格な相互関係を維持しながら、会計管理の適正化に努めていく方針を確認しました。

なお、決算業務については、歴代の事務局長が事務を継承し遂行していることから、今後も、後継者の選定については、事業全体に精通した管理監督者を人選し適正な業務引き継ぎに努めていくこと、また、プロパー職員の採用については、人件費の確保が難しい状況であることから、職員の専門機関等への派遣研修による人材育成を図りながら、組織の維持・継続に努めていくことを確認しました。